

# 環境保全コスト分類の手引き 2003年版

環 境 省

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに.....                       | 1  |
| 第1章 手引きの使い方.....                | 3  |
| 1. 環境保全コストを分類するための手順.....       | 5  |
| 2. 手引きの使い方.....                 | 9  |
| 第2章 環境保全活動の整理事例.....            | 11 |
| 1. 環境保全コスト全般に関する事項.....         | 16 |
| 2. 事業エリア内コストに関する事項.....         | 19 |
| 3. 上・下流コストに関する事項.....           | 25 |
| 4. 管理活動コストに関する事項.....           | 29 |
| 5. 研究開発コストに関する事項.....           | 33 |
| 6. 社会活動コストに関する事項.....           | 35 |
| 7. 環境損傷対応コストに関する事項.....         | 36 |
| 8. その他コストに関する事項.....            | 36 |
| 第3章 6つの視点による事例の検索.....          | 39 |
| 1. 環境保全活動を分類するための様々な視点の考え方..... | 41 |
| 2. 事例検索一覧表.....                 | 49 |

## はじめに

環境省の「環境会計ガイドライン（2002年版）」（以下、ガイドラインという）では、環境保全コストを7つに分類して把握することを提唱しています。いったん環境保全コストを体系的に把握すれば、その後、そのデータを様々に組み替えて活用することも可能になります。ところが実際に環境保全コストの集計を始めると、どの分類に該当するか迷うという声が多く寄せられました。そこで環境省では、環境保全コストを分類する際に参考となるような手引きを作成する目的で「環境会計に関するワーキンググループ」を設置し、4回にわたって会合を重ねてきました。本書はその検討結果を「環境保全コスト分類の手引き」（以下、手引きという）としてまとめたものです。

この手引きの位置づけ及び作成の基本方針は以下の通りです。

### （手引きの位置づけ）

この手引きはガイドラインの枠内で検討したものです。現行のガイドラインを変更したり、新たなガイドラインを追加したりするものではありません。またガイドラインでは環境保全コスト、環境保全効果及び環境保全活動に伴う経済効果の3つを環境会計の構成要素としていますが、この手引きはそのうちの環境保全コストのみに着目しています。この手引きは現行のガイドラインに沿って環境保全コストを分類したいと考える場合に、その参考となる情報を提供するものです。

### （作成の基本方針）

主として、初めて環境会計に取り組む企業や、取り組み始めて間もない企業の参考となることを目的としました。分類に際して迷うと思われる事例を取り上げ、ガイドラインの意図に照らして最も妥当と思われる分類の考え方を示すようにしました。ただし、複数の考え方がありうる場合には、無理に1つにせず、それぞれの考え方を示しました。今後さらに事例の数を追加し、手引きを充実させていきたいと考えています。また、環境保全コストは法規制との関係や環境問題の領域別等、ガイドラインの分類以外にも様々な視点から捉えることができます。そこでこの手引きの第3章では、事例を複数の視点で再分類することを試みました。それらの多様な視点から出発して、関連する事例を見つけ出し、最終的にガイドラインの分類に到達するための索引として利用できるように配慮しています。

この手引きが環境会計を実施する際の参考となれば幸甚です。

## ワーキンググループ名簿

この手引きの作成にあたっては、下記のメンバーによる「環境会計に関するワーキンググループ」を設置し、合計4回の会合を重ね、検討を行いました。

(敬称略、五十音順)

### コーディネーター

水口 剛 高崎経済大学 経済学部 助教授

### アドバイザー

川上 勲 中央青山監査法人 事業開発本部 環境監査部 公認会計士  
小池 裕子 中央青山監査法人 事業開発本部 環境監査部 公認会計士  
脇坂比呂志 新日本監査法人 総合コンサルティング本部 環境監査部 公認会計士

### 委員

今井 伸一 松下電器産業株式会社 環境本部 環境企画グループ 副参事  
大野 郁宏 株式会社西友 環境推進室 マネジャー  
奥田 清明 株式会社竹中工務店 地球環境室 副部長 技術担当  
塩田 泰之 株式会社大林組 東京本社地球環境室 室長  
谷本 清 株式会社ダイエー 総務室消費サービス部 環境・社会貢献(エコ・ハート)課 課長  
納富 高志 コニカ株式会社 環境安全推進室 担当課長  
長谷川宜宏 コカ・コーラセントラル ジャパン株式会社 総務グループ マネジャー  
古田 清人 キヤノン株式会社 グローバル環境推進本部 環境統括・技術センター環境企画部 部長  
吉野 忠光 株式会社小松製作所 生産本部業務部環境グループ 上級主任技師

### 事務局

環境省 総合環境政策局 環境経済課  
株式会社富士総合研究所 地球環境研究室・持続型社会研究室

## 第 1 章 手引きの使い方



## 第1章 手引きの使い方

### 1. 環境保全コストを分類するための手順

環境保全コストをガイドラインにおける環境保全コストの分類にそって分類するまでには、対象とするコストの性格によって段階的な検討が必要です。

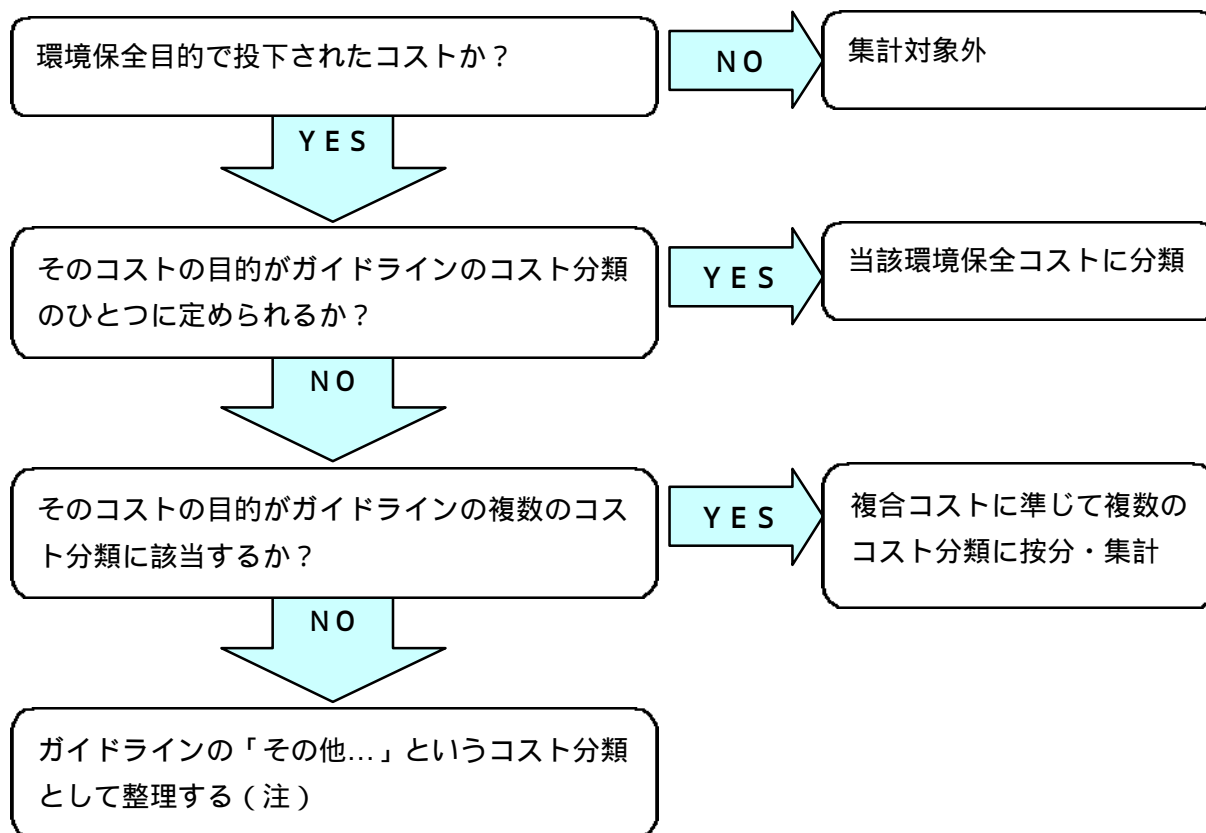
まず、対象とするコストが環境保全コストとして集計するかどうかを判断する必要があります。環境保全コストの集計対象とすることが検討が必要な場合としては、

- ・ 環境保全以外の目的と複合している場合
- ・ 環境保全コストが少額な場合、重要性が乏しい場合

等が考えられます。金額が小さく重要性が乏しい場合には、集計しないこととすることもできます。次に、環境保全コストの集計対象とすることにした場合、その目的に照らして分類を検討することになります。

この手引きには、環境保全コストの集計対象とすることが検討する際の参考となる事例も掲げられていますが、主な目的は環境保全コストの分類に関する考え方を示すことにあります。環境保全コストを分類する際の基本的な流れは、図1をご参照ください。

図1 環境保全コストを分類する際の処理フロー



(注) ただし、金額的に重要な場合、あるいは重要な意味を持つコストである場合等には、独自のコスト分類を設定することも可能。独自のコスト分類を設ける場合、誤解を招かないためにもコスト分類の考え方を明示することが必要。



<参考：合理化のための取組と環境保全活動について>

余剰人員や設備の削減により無駄を省き、新しい技術や設備を導入して原料の歩留まりを向上させる等の合理化のための取組により、生産要素（土地や労働や資本（資源））の投入量当りの平均生産量は増加します。このような合理化のための取組は、環境保全活動より広範な対象範囲を目的としており、概念的には環境保全活動とは区別することとし、基本的にそのコストは、環境保全コストとはしません。

ただし、原料やエネルギー等の資源の投入量を節約することを目的とした合理化対策は、合理化と同時に環境保全目的にもつながりますので、複合コストとして、環境保全の目的とした程度に応じて按分集計を行います。

<参考：労働安全衛生への取組と環境保全活動について>

従業員の労働安全衛生を目的として行われる活動は、環境保全活動とは概念的に区別されるもので、基本的にそのコストは、環境保全コストとはしません。

しかし、労働安全衛生目的だけでなく環境保全をも目的とした防災対策や危険物管理による公害対策を実施する場合には、複合コストとして、環境保全の目的とした程度に応じて按分集計を行います。

<参考：環境配慮型製品等の一般化について>

環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていたり、資源やエネルギーの消費が少なかったり、再使用やリサイクルが可能である等といった環境負荷の低減に資する製品やサービスについては、ある時点においては環境物品等として通常の物品等とは区別して扱うことが可能であっても、時間の経過とともに、そうした製品やサービスが市場で一般化することがあります。このように市場で一般化した場合には、他の選択肢がない（少ない）ことから、基本的にその差額コストは生じないか、少額であるため、環境保全コストとはしません。

<参考：複合コストの集計方法>

環境保全目的で投下されたコストであっても、環境保全以外の目的のコストを含む複合コストの場合は、環境保全コストのみを集計する必要があります。

複合コストの集計は、次の順位に従い、いずれかの方法で集計します。

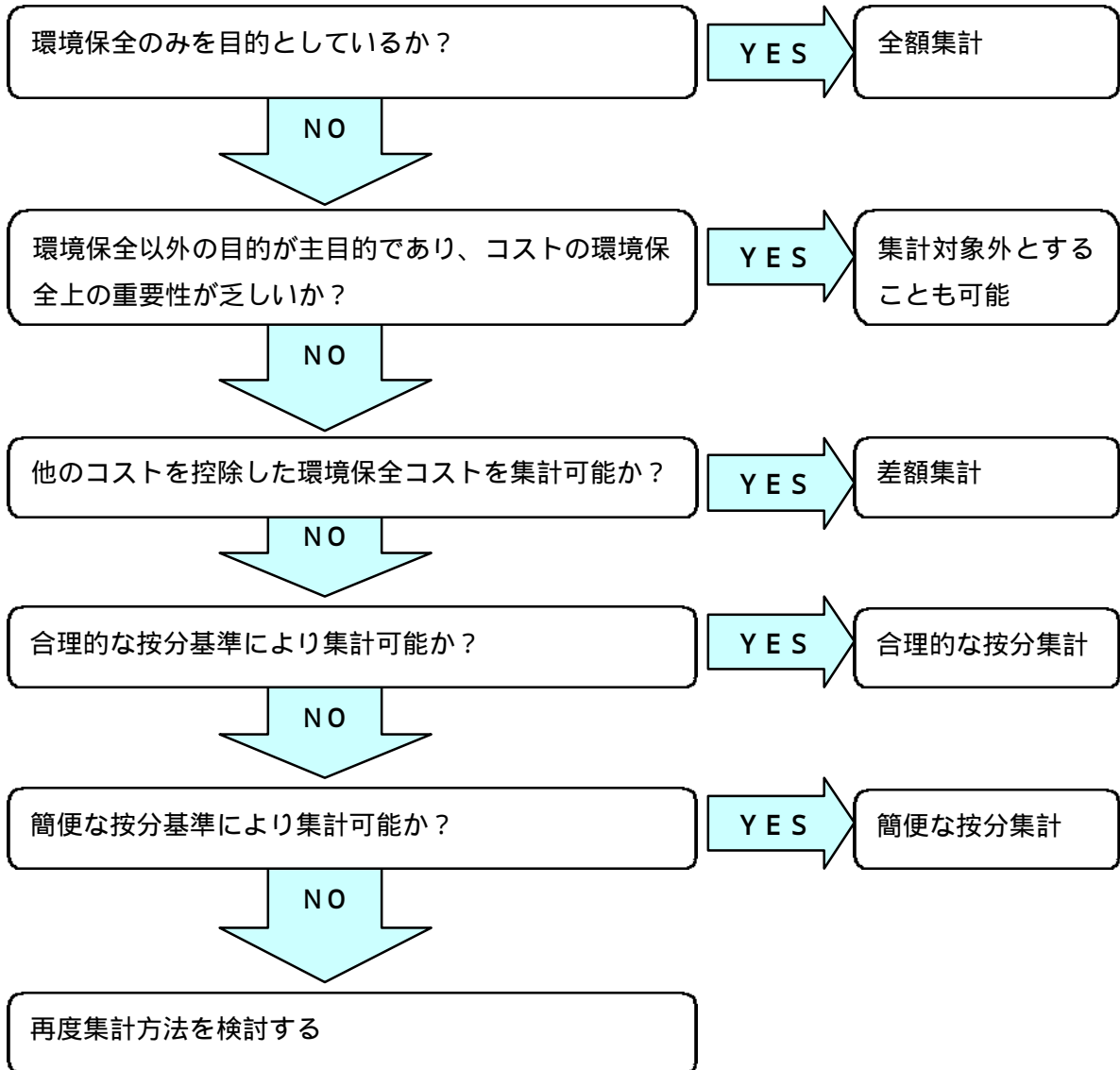
差額集計

合理的基準による按分集計

簡便な基準による按分集計

環境保全コストを集計する際の基本的な流れは、図2をご参照ください。

図2 環境保全コストを集計する際の処理フロー



## 2. 手引きの使い方

この手引きは、ガイドラインの環境保全コスト分類とは別の視点からの環境保全コストに関連する区分を想定し、それをもとに対象とする環境保全コストがどの環境保全コスト分類に当てはまるかの考え方の手がかりを、事例をまじえながら示したものです。

ガイドラインでは環境保全コストを事業活動との関係（事業活動のどの部分でコストが発生するか）をもとに、次のように分類しています。

| 事業活動との関係      | 環境保全コスト分類 |
|---------------|-----------|
| 生産・サービス活動     | 事業エリア内コスト |
|               | 上・下流コスト   |
| 管理活動          | 管理活動コスト   |
| 研究開発活動        | 研究開発コスト   |
| 社会活動          | 社会活動コスト   |
| 事業活動区分と対応しない  | 環境損傷対応コスト |
| 上記の分類に当てはまらない | その他コスト    |

この分類については業種・業態によって、そのままでは該当する環境保全コスト分類が見つからない場合や判断しにくい場合も想定されます。

また、環境保全コストを分類する場合、ガイドラインに示された事業活動との関係から分類する方法のほかにも、様々な視点による分類方法が考えられます。これらのガイドラインとは異なる視点による分類は、業種・業態、担当部署、環境保全コストの内容によっては、ガイドラインに示された分類よりも理解しやすい場合も考えられます。

そこで、この手引きの第3章において、環境保全コストを分類する6つの視点を設定しました。対象とする環境保全コストについて利用者が理解しやすい視点から該当する類似事例を検索できるよう配慮し、最終的にそのコストがガイドラインのどの環境保全コスト分類に当てはまるかを判断する際の、考え方の手がかりを得られる仕組みとしてあります。

この手引きでは、次のような6つの視点を設定しました。

事業活動の体系に関する視点

業種に関する視点

ISO 14001 の要求事項に関する視点

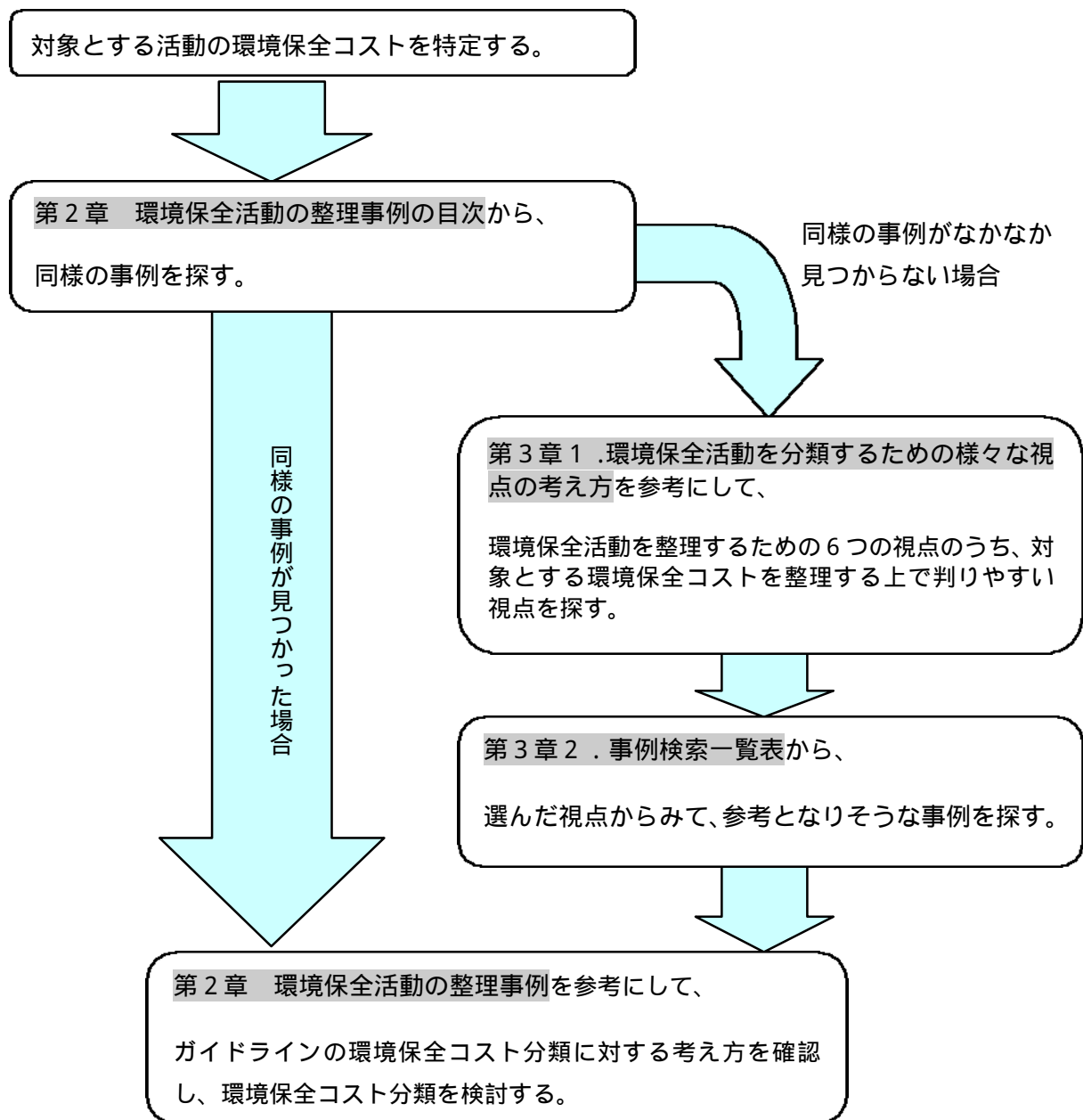
法規制への対応に関する視点

環境問題の種類に関する視点

ステークホルダーに関する視点

環境保全コスト分類の検討の流れについては、図3をご参照ください。

図3 環境保全コスト分類の検討フロー



第3章2. 事例検索一覧表では、環境保全コスト分類を含めた、全体の俯瞰が可能です。

## 第2章 環境保全活動の整理事例



## 第2章 環境保全活動の整理事例

この章では、環境保全活動事例を取り上げ、ガイドラインに沿った環境保全コスト分類に対する基本的な考え方と、具体的な環境保全コスト分類の例を示しました。

ここに示した考え方と環境保全コスト分類は、基本的にガイドラインの考え方に沿っています。ただしこの手引きは、環境保全コスト分類について迷った時等の参考となるヒントとして例示したものですから、ここで示した環境保全コスト分類に必ず分類しなければならないということではありません。

事例に示された環境保全コストについて、既に異なる考え方に基づいて環境保全コスト分類を行っている場合には、記述された内容をヒントとして、環境保全コスト分類を変更する必要があるかどうかを検討してください。

ここに示した事例は、次の様に整理されています。

- ・ 基本的な考え方：

- ガイドラインに沿った基本的な考え方を示しています。

- ・ 具体的な例示：

- 基本的な考え方による場合の具体的な例を示しています。

- ・ 基本的な考え方によらない場合の考え方：

- 基本的な考え方によらない場合の例外的な考え方を示しています。

- ・ 基本的な考え方によらない場合の例示

- 基本的な考え方によらない場合の具体的な例を示しています。

また、環境保全コスト分類の欄に示した番号は、ガイドラインの環境保全コスト分類の番号に対応しています。

## 整理事例目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1. 環境保全コスト全般に関する事項.....             | 16 |
| (1) 投資.....                         | 16 |
| 事例番号 1 既存設備に対する更新投資.....            | 16 |
| 事例番号 2 環境保全設備への防災装置の追加.....         | 16 |
| 事例番号 3 環境保全設備の付属設備に関する修理.....       | 17 |
| (2) 設備の維持管理.....                    | 17 |
| 事例番号 4 固定資産税の扱い.....                | 17 |
| 事例番号 5 環境保全設備に対する修理.....            | 18 |
| 事例番号 6 環境保全設備の移設.....               | 18 |
| 事例番号 7 設備の維持管理により発生する廃棄物処理.....     | 19 |
| 2. 事業エリア内コストに関する事項.....             | 19 |
| (1) 輸送等.....                        | 19 |
| 事例番号 8 環境配慮型車両等の導入.....             | 19 |
| 事例番号 9 自社輸送における環境負荷の抑制.....         | 20 |
| 事例番号 10 業者委託の輸送における環境負荷の抑制.....     | 20 |
| (2) 公害防止.....                       | 21 |
| 事例番号 11 水質の浄化.....                  | 21 |
| 事例番号 12 排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の導入..... | 21 |
| 事例番号 13 法規制より厳しい水準の環境負荷低減.....      | 22 |
| 事例番号 14 騒音・振動防止対策.....              | 22 |
| 事例番号 15 PCB 使用物品の処理・保管.....         | 23 |
| (3) 地球環境.....                       | 23 |
| 事例番号 16 省エネ設備の導入.....               | 23 |
| (4) 資源循環.....                       | 24 |
| 事例番号 17 リサイクル及び処理・処分.....           | 24 |
| 事例番号 18 外注先に対する廃棄物処理指導.....         | 25 |
| 3. 上・下流コストに関する事項.....               | 25 |
| (1) グリーン調達.....                     | 25 |
| 事例番号 19 環境物品等の調達・購入.....            | 25 |
| 事例番号 20 グリーン調達・購入のための取組.....        | 26 |
| 事例番号 21 再生型枠の使用.....                | 26 |
| 事例番号 22 軽量薄型のレジ袋等の使用.....           | 27 |
| (2) 業界団体等への負担金.....                 | 27 |
| 事例番号 23 業界団体等に対する負担金の支払.....        | 27 |



|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 4 . 管理活動コストに関する事項.....              | 29 |
| ( 1 ) 環境管理 .....                    | 29 |
| 事例番号 24 環境マネジメントプログラムの実施.....       | 29 |
| 事例番号 25 条例等で義務づけられた計画等の策定.....      | 29 |
| ( 2 ) 環境情報の開示 .....                 | 30 |
| 事例番号 26 環境問題に関する説明会の開催.....         | 30 |
| 事例番号 27 環境広告.....                   | 30 |
| 事例番号 28 工場見学への対応.....               | 31 |
| 事例番号 29 環境監査及び環境報告書の第三者意見記載の取組..... | 31 |
| ( 3 ) 環境負荷等の監視.....                 | 32 |
| 事例番号 30 環境負荷の監視.....                | 32 |
| 事例番号 31 環境監視のための特別な調査.....          | 32 |
| 5 . 研究開発コストに関する事項.....              | 33 |
| 事例番号 32 化審法による化学物質の審査.....          | 33 |
| 事例番号 33 鉛フリーはんだ搭載製品の製造 .....        | 33 |
| 事例番号 34 歩留まりの向上.....                | 34 |
| 6 . 社会活動コストに関する事項.....              | 35 |
| 事例番号 35 事業活動と関連のない緑化活動等の実施.....     | 35 |
| 事例番号 36 自然保護団体への年会費 .....           | 35 |
| 7 . 環境損傷対応コストに関する事項.....            | 36 |
| 事例番号 37 支払保険料の扱い.....               | 36 |
| 8 . その他コストに関する事項.....               | 36 |
| 事例番号 38 非償却資産への投資 .....             | 36 |
| 事例番号 39 金融資産への投資.....               | 36 |
| 事例番号 40 放射線障害防止のための措置.....          | 37 |
| 事例番号 41 仮設工事における環境保全活動 .....        | 38 |

## 1. 環境保全コスト全般に関する事項

### (1) 投資

#### 事例番号 1

| 活動内容   | 既存設備に対する更新投資  |
|--|---|
| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類   |
| <b>【基本的考え方】</b><br>既存設備の環境保全に関する能力改善や追加が主目的であるような更新投資を行う場合は、その投資額は環境保全コストとします。                 | 主要な環境保全目的により判断。   |
| <b>【具体的な例示1】</b><br>既存設備に対してエネルギー効率を改善するための更新投資は、追加的な機能等が省エネルギー対策という環境保全目的に該当します。              | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-2 地球環境保全コスト<br>地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト |
| <b>【具体的な例示2】</b><br>既存設備の更新にあたり、既に所有している中古機を再利用して再生した場合には、その再生利用そのものが廃棄物のリサイクルという環境保全目的に該当します。 | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-3 資源循環コスト<br>産業廃棄物のリサイクル等のためのコスト      |

#### 事例番号 2

| 活動内容   | 環境保全設備への防災装置の追加 |
|--|-----------------|
| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類       |
| <b>【基本的考え方】</b><br>環境保全設備に対して、消火用水栓や火災報知器等の防災装置を追加するためのコストは、防災を目的としたものですので、環境保全コストとはしません。            |                 |
| <b>【基本的考え方によらない場合の例示】</b><br>雨水等利用型の緊急消火用スプリンクラー装置や省エネ型の有毒ガスセンサー等を追加的投資する場合は、環境保全目的の程度に応じて判断し、按分します。 | 主要な環境保全目的により判断。 |

事例番号 3

|      |                   |
|------|-------------------|
| 活動内容 | 環境保全設備の付属設備に関する修理 |
|------|-------------------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類  |
|--|--|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>環境保全設備の付属設備について修理を行う場合のコストは、当該付属設備が環境保全目的のために設置されている場合には、環境保全コストとします。</p>   | <p>主要な環境保全目的により判断。</p>   |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>省エネルギーのための設備に付属する排ガス処理設備を修理した場合は、排ガス処理設備は大気汚染防止にあたりますので、そのコストは大気汚染防止という環境保全目的に該当します。</p>  | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-1 公害防止コスト<br/>大気汚染防止のためのコスト</p>            |
| <p>【基本的な考え方によらない場合の例示】</p> <p>省エネルギーのための設備に付属する排ガス処理設備の修理にあたって、省エネルギーのための設備として一体で管理しているため、排ガス処理設備に関わるコストを個別に集計することが困難な場合には、そのコストは省エネ設備本来の環境保全目的とすることもできます。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-2 地球環境保全コスト<br/>地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト</p> |

(2) 設備の維持管理

事例番号 4

|      |          |
|------|----------|
| 活動内容 | 固定資産税の扱い |
|------|----------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類   |
|--|---|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>環境保全設備の固定資産税は、直接的に環境負荷の低減に寄与するものではありませんが、当該設備を運転していくための維持的なコストですので、環境保全コストとします。</p>       | <p>当該設備等の主要な環境保全目的により判断。</p>                            |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>排水処理施設にかかる固定資産税は、直接的に環境負荷の低減に寄与しなくとも、当該設備を運転していくための維持的なコストですので、水質汚濁防止という環境保全目的に該当します。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-1 公害防止コスト<br/>水質汚濁防止のためのコスト</p> |

事例番号 5

|      |              |
|------|--------------|
| 活動内容 | 環境保全設備に対する修理 |
|------|--------------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類   |
|--|---|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>環境保全設備に対する日常的な維持管理のための修理費や、一定の機能を維持するための定期的な特別修繕費等は、環境保全設備の機能を維持するためのコストとして、当該設備と同様の環境保全目的に該当します。</p> | <p>当該設備の設置目的により判断。</p>                                  |
| <p>【具体的な例示1】</p> <p>脱硝装置に対する日常的な維持管理のための修理費や、一定の機能を維持するための定期的な特別修繕費等は、大気汚染防止という環境保全目的に該当します。</p>                         | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-1 公害防止コスト<br/>大気汚染防止のためのコスト</p> |
| <p>【具体的な例示2】</p> <p>汚水防止のための設備に対する日常的な維持管理のための修理費や、一定の機能を維持するための定期的な特別修繕費等は、水質汚濁防止という環境保全目的に該当します。</p>                   | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-1 公害防止コスト<br/>水質汚濁防止のためのコスト</p> |

事例番号 6

|      |           |
|------|-----------|
| 活動内容 | 環境保全設備の移設 |
|------|-----------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類 |
|---|-----------|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>新製品投入等のために行う工場のレイアウト変更のためのコストは、環境保全コストとしません。</p> <p>そのため、移設等の対象が環境保全設備であっても、その移設にかかるコストは環境保全を目的としたものではないと考えられます。</p> |           |
| <p>【基本的な考え方によらない場合の例示】</p> <p>隣接住民に対する騒音・振動対策等のために、工場のレイアウト変更や設備の移設を行う場合のコストは、本来の環境保全目的に該当します。</p>                                      |           |

事例番号 7

|      |                     |
|------|---------------------|
| 活動内容 | 設備の維持管理により発生する廃棄物処理 |
|------|---------------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類  |
|---|--|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>施設や設備等の維持管理により発生する廃棄物処理費は、廃棄物処理のためのコストとします。</p>  | <p>(1)事業エリア内コスト</p> <p>(1)-3 資源循環コスト<br/>産業廃棄物の処理・処分のためのコスト</p>    |
| <p>【基本的な考え方によらない場合の例示】</p> <p>工場緑化に伴う樹木の剪定を業者に一括して委託した場合等に、廃棄物の処理のためのコストと、剪定作業の人件費等が分離できない場合には、当該活動の目的に応じたコストに含めて整理することもできます。</p> | <p>(3)管理活動コスト</p> <p>事業所及び事業所周辺の自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト</p> |

2. 事業エリア内コストに関する事項

(1) 輸送等

事例番号 8

|      |             |
|------|-------------|
| 活動内容 | 環境配慮型車両等の導入 |
|------|-------------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類   |
|--|---|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>環境配慮型車両の導入は、環境保全目的を持つものと考えられますので、通常の車両との差額コストは、環境保全コストとします。</p>   | <p>主要な導入目的や環境配慮型車両の機能により判断。</p>                                       |
| <p>【具体的な例示1】</p> <p>導入する環境配慮型車両が、DPF（ディーゼル微粒子除去装置）装着車のような低排出ガス車両であれば、NOx（窒素酸化物）やHC（炭化水素）、PM（粒子状物質）の排出を低減できることから、大気汚染防止のためのコストとします。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト</p> <p>(1)-1 公害防止コスト<br/>大気汚染防止のためのコスト</p>            |
| <p>【具体的な例示2】</p> <p>導入する環境配慮型車両が、ハイブリッド車のような低燃費を目的とした車両であれば、省エネやCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出削減に資することから、地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコストとします。</p>      | <p>(1)事業エリア内コスト</p> <p>(1)-2 地球環境保全コスト<br/>地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト</p> |
| <p>【具体的な例示3】</p> <p>導入する環境配慮型車両が、天然ガス自動車や燃料電池車等の低公害車である場合には、大気汚染防止や省エネ等の導入する目的により事業者が判断します。</p>  | <p>主要な導入目的により判断。</p>  |

事例番号 9

|      |                 |
|------|-----------------|
| 活動内容 | 自社輸送における環境負荷の抑制 |
|------|-----------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |
|---|---|
| <p>【基本的考え方】<br/>原料や製品等の自社輸送に際しての環境保全コストは、事業エリア内コストとします。その際の環境保全コスト分類は、環境保全目的により判断します。</p>                 | (1)事業エリア内コスト<br>主要な環境保全目的により判断。                         |
| <p>【具体的な例示1】<br/>自社輸送のため、低公害車等の環境配慮型車両を導入した場合のコストは、事業エリア内コストとし、その目的に応じた環境保全コストに分類します。<br/>(事例番号 8 参照)</p> | (1)事業エリア内コスト<br>主要な環境保全目的により判断。                         |
| <p>【具体的な例示2】<br/>自社輸送に際して、通い箱の活用等により廃棄物の削減を図った場合のコストは、事業エリア内コストのうち資源循環コストとします。</p>                        | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-3 資源循環コスト<br>産業廃棄物の処理・処分<br>のためのコスト |

事例番号 10

|      |                    |
|------|--------------------|
| 活動内容 | 業者委託の輸送における環境負荷の抑制 |
|------|--------------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |
|---|---|
| <p>【基本的考え方】<br/>輸送を他社に委託した場合、その委託に際して発生した環境保全を目的とするコストは委託先を直接に管理することが可能か否かで判断します。</p>                                 | 自社による管理可能性により判断。  |
| <p>【具体的な例示1】<br/>物流専門の子会社を設立する等により、低公害車等の環境配慮型車両による輸送を行う場合は、企業支配権が及ぶ範囲なので、事業エリア内コストに該当します。<br/>(事例番号 9 参照)</p>        | (1)事業エリア内コスト<br>主要な環境保全目的により判断。                                 |
| <p>【具体的な例示2】<br/>環境保全の観点から運賃が高くても低公害車等の環境配慮型車両の導入比率が高い業者を選定した場合は、通常運送費との差額コストが環境保全コストとして、グリーン購入のための上・下流コストに該当します。</p> | (2)上・下流コスト<br>環境物品等の調達購入<br>(グリーン購入)に伴い<br>発生した通常の購入との<br>差額コスト |

( 2 ) 公害防止

事例番号 11

|      |       |
|------|-------|
| 活動内容 | 水質の浄化 |
|------|-------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類  |
|--|--|
| <p>【基本的考え方】<br/>水質浄化のためのコストは、その目的により判断します。</p>                               | 浄化目的により判断。                                       |
| <p>【具体的な例示 1】<br/>排水に際して水を浄化処理する場合には、そのコストは水質汚濁防止という環境保全目的に該当します。</p>        | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-1 公害防止コスト<br>水質汚濁防止のためのコスト   |
| <p>【具体的な例示 2】<br/>循環的に利用する目的で水を浄化処理する場合には、そのコストは資源の効率的利用という環境保全目的に該当します。</p> | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-3 資源循環コスト<br>資源の効率的利用のためのコスト |

事例番号 12

|      |                        |
|------|------------------------|
| 活動内容 | 排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の導入 |
|------|------------------------|

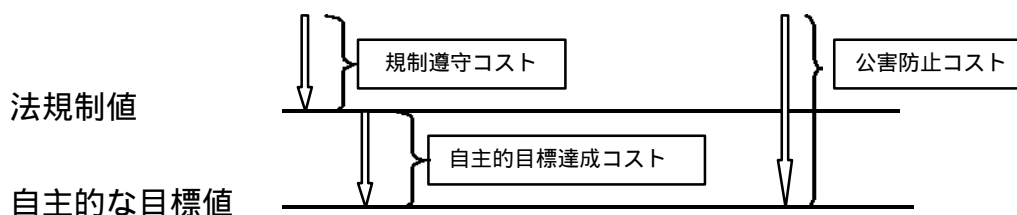
| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類   |
|--|---|
| <p>【基本的考え方】<br/>排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の目的は、汚泥圧縮による廃棄物の減量化にありますので、汚泥圧縮装置部分のコストは廃棄物処理・処分のためのコストとします。</p>                                  | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-3 資源循環コスト<br>産業廃棄物の処理・処分のためのコスト |
| <p>【基本的考え方によらない場合の例示】<br/>汚泥圧縮装置が排水処理施設と一体として管理されており、汚泥圧縮装置部分のみのコストを個別に集計することが困難な場合には、施設本来の主たる目的が排水処理ですから、水質汚濁防止という環境保全目的に該当します。</p> | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-1 公害防止コスト<br>水質汚濁防止のためのコスト      |

事例番号 13

|      |                   |
|------|-------------------|
| 活動内容 | 法規制より厳しい水準の環境負荷低減 |
|------|-------------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類                             |
|---|---------------------------------------|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>規制基準が定められている場合の環境負荷の低減・回避に要するコストのうち、規制値を満たすための対策コストは、公害防止のためのコストとします。</p> <p>また、さらにより積極的に取り組み、基準値より良好な水準まで環境負荷を低減・回避するための対策コストも、同様に公害の発生を防止するため実施されるものと考えられますので、公害防止のためのコストとします。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-1 公害防止コスト</p> |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の規制基準を満たすための対策コストも、それらの基準値より良好な水準まで環境負荷を低減・回避するための対策コストも、公害防止のためのコストとします。</p>  | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-1 公害防止コスト</p> |

< 参考 環境負荷低減のためのコスト >

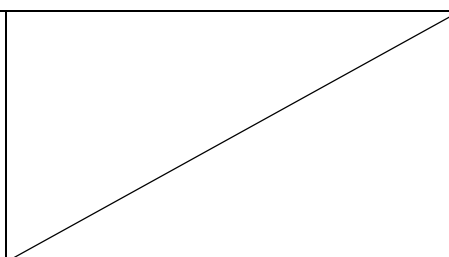


事例番号 14

|      |           |
|------|-----------|
| 活動内容 | 騒音・振動防止対策 |
|------|-----------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類  |
|--|--|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>工場等の騒音・振動対策は、工場等の敷地境界の外部に対するものと、工場等の内部に対するものが複合している場合があります。その際の環境保全コストの分類は、環境保全目的の程度に応じて判断し、按分します。</p>                   | <p>主要な環境保全目的により判断。</p>   |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>規制基準をクリアするために行う防音壁の設置や機械・設備の騒音・振動対策は、工場の外部に対する環境保全を目的としていますので、結果的に作業環境の改善に寄与する場合でも、そのコストは騒音の防止や振動の防止といった環境保全目的に該当します。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-1 公害防止コスト<br/>騒音防止のためのコスト<br/>または、<br/>振動防止のためのコスト</p> |



|   |  |
|---|--|
| <p>【基本的な考え方によらない場合の例示】<br/>         設備や装置に対する騒音・振動対策のように、工場等の敷地の内部で行われるものは、作業環境の改善といった労働安全衛生が主たる目的として考えられますので、結果的に環境保全に寄与する場合であっても環境保全コストには含めません。</p> |  |
|---|--|

事例番号 15

|      |                |
|------|----------------|
| 活動内容 | PCB 使用物品の処理・保管 |
|------|----------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類  |
|---|--|
| <p>【基本的な考え方】<br/>           PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有物品の処理及び保管は、含有している PCB の漏洩、拡散による環境汚染の防止が目的ですので、そのコストは環境保全コストとします。</p>  | 主要な環境保全目的により判断。                                  |
| <p>【具体的な例示 1】<br/>           使用済みの PCB 含有物品を PCB 処理に関する法律（ ）により処理するためのコストは、廃棄物処理という環境保全目的に該当すると考えられますが、通常の産業廃棄物に関するコストとは区別しておきます。</p> <p>正式名称は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」</p> | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-3 資源循環コスト<br>その他の資源循環に資するコスト |
| <p>【具体的な例示 2】<br/>           PCB 含有製品の保管のためのコストは、PCB の漏洩による土壌や水等の汚染を防止することを目的としていますが、通常の保管物品に関するコストとは区別しておきます。</p>  | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-1 公害防止コスト<br>その他の公害防止のためのコスト |

(3) 地球環境

事例番号 16

|      |          |
|------|----------|
| 活動内容 | 省エネ設備の導入 |
|------|----------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |
|---|---|
| <p>【基本的考え方】<br/>           エネルギーのロスを削減するために、エネルギーの無駄遣いや、自然条件の不十分な活用、設備の運転管理や保守管理、設備機器等を見直すコストは、省エネルギーが目的ですので、そのコストは環境保全コストとします。</p> | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-2 地球環境保全コスト<br>地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト |

|  |  |
|--|--|
| <p>【具体的な例示】<br/>コジェネレーションシステムの導入のために生じる差額コストは、省エネルギーによる CO<sub>2</sub> 発生抑制に繋がっていますので、そのコストは環境保全コストとします。</p>   | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-2 地球環境保全コスト<br/>地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト</p> |
| <p>【基本的考え方によらない場合の例示】<br/>例えばエネルギー効率の高いインバータ制御モーターが組み込まれた公害防止施設や廃棄物処理施設等で、個別にモーター部分だけを管理しておらず、施設の他の部分に関するコストと分離して集計するのが困難な場合には、施設本来の環境保全目的に応じた環境保全コストとします。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>設備の目的により判断。</p>                                |

#### (4) 資源循環

事例番号 17

|      |              |
|------|--------------|
| 活動内容 | リサイクル及び処理・処分 |
|------|--------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |
|---|---|
| <p>【基本的な考え方】<br/>回収資源のリサイクル及び処理・処分に要するコストは環境保全コストとします。</p>  | <p>主要な目的により判断。</p>  |
| <p>【具体的な例示 1】<br/>事業所内で発生した廃プラスチックを回収して再生する場合(マテリアルリサイクル)のコストは、廃棄物のリサイクル等のためという環境保全目的に該当します。</p>                  | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-3 資源循環コスト<br/>産業廃棄物のリサイクル等のためのコスト</p> |
| <p>【具体的な例示 2】<br/>事業所内で発生したペットボトル等の廃プラスチックを回収し、それを燃やして熱エネルギーを回収する場合(サーマルリサイクル)のコストは、廃棄物の処理・処分という環境保全目的に該当します。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>(1)-3 資源循環コスト<br/>産業廃棄物の処理・処分のためのコスト</p>  |
| <p>【基本的考え方によらない場合の例示】<br/>一旦販売したコピー機やパソコンといった OA 機器等、自社の製品や商品を回収し、リサイクルするためのコストは、上・下流コストに該当します。</p>               | <p>(2)上・下流コスト<br/>製品・商品等の回収、リサイクル、再商品化、適正処理のためのコスト</p>        |

事例番号 18

|      |                |
|------|----------------|
| 活動内容 | 外注先に対する廃棄物処理指導 |
|------|----------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類                 |
|---|---------------------------|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>上・下流域の環境負荷を低減するという環境保全目的に該当する環境保全コストは、上・下流コストとします。</p>   | (2)上・下流コスト                |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>環境保全目的に関するサプライチェーンマネジメントの一環として、取引先にも環境配慮を促すために、例えば外注物品の製造・加工等に伴う廃棄物の処理に関して外注先に対する指導を実施するためのコストは、上・下流域の環境負荷を削減するための取組として位置づけられますので、そのコストはその他の上・下流コストとします。</p> <p>ただし、そのためのコストを分離することの重要性が乏しい場合には、指導を実施する部門が、例えば購買部門関連であれば上・下流コスト、環境管理部門関連であれば管理活動コストというように、実施する部門に応じたコスト分類とすることもできます。</p> | (2)上・下流コスト<br>その他の上・下流コスト |

3. 上・下流コストに関する事項

(1) グリーン調達

事例番号 19

|      |             |
|------|-------------|
| 活動内容 | 環境物品等の調達・購入 |
|------|-------------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類   |
|--|---|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>環境に配慮した物品の調達・購入に際して発生した通常の購入価格との差額コストは、グリーン購入のためのコストとして、上・下流コストとします。</p>     | (2)上・下流コスト<br>環境物品等の調達購入(グリーン購入)に伴い発生した通常の購入との差額コスト |
| <p>【基本的な考え方によらない場合の考え方】</p> <p>環境配慮型製品の市場占有率が一定以上に達する等一般化し、差額コストがほとんど発生しない場合は、環境保全コストとはしません。</p> |   |

事例番号 20

|      |                 |
|------|-----------------|
| 活動内容 | グリーン調達・購入のための取組 |
|------|-----------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類                 |
|---|---------------------------|
| <p>【基本的考え方】</p> <p>上・下流域の環境負荷を低減するという環境保全目的に該当する環境保全コストは、上・下流コストとします。</p>   | (2)上・下流コスト                |
| <p>【具体的な例示1】</p> <p>自社のグリーン調達・購入の方針の一環として、例えば仕入先に対して、ISO 14001 の認証取得のための指導やセミナーの実施、環境配慮型製品の開発に関する支援等を行うためのコストは、上・下流域の環境負荷を低減するという環境保全目的に該当しますので、上・下流コストとします。</p>  | (2)上・下流コスト<br>その他の上・下流コスト |
| <p>【具体的な例示2】</p> <p>自社におけるグリーン調達・購入のための仕組みの構築・維持・改善等のための組織改編、マニュアル策定や、購買先または購買検討対象物品の環境配慮状況の調査にかかるコストは、グリーン購入の推進を通じて上・下流域の環境負荷を低減するという環境保全目的に該当しますので、上・下流コストとします。</p> <p>ただし、そのためのコストを分離することの重要性が乏しい場合には、取組を実施する部門が、例えば購買部門関連であれば上・下流コスト、環境管理部門関連であれば管理活動コストというように、実施する部門に応じたコスト分類とすることもできます。</p> | (2)上・下流コスト<br>その他の上・下流コスト |

事例番号 21

|      |         |
|------|---------|
| 活動内容 | 再生型枠の使用 |
|------|---------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |
|---|---|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>工事を発注した場合に、建築物及び工作物のコンクリート工事用型枠を、熱帯材から再生原料型枠や再生可能な型枠に切り替えたことによる差額コストは、工事の発注側から見れば、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達購入コストとします。</p> | (2)上・下流コスト<br>環境物品等の調達購入(グリーン購入)に伴い発生した通常の購入との差額コスト |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>【基本的な考え方によらない場合の考え方】</b><br/>         施工業者における考え方として、「建設業における環境会計ガイドライン(2002年版)」では、施工業務においては建築物及び工作物のコンクリート工事用型枠を、熱帯材から再生原料型枠や再生可能な型枠等に切り替えたことによる差額コストは、事業エリア内コストの地球環境保全コストに、熱帯林破壊防止という分類を設けて集計することとしています。</p> | <p>(1)事業エリア内コスト<br/>         (1)-2 地球環境保全コスト<br/>         独自の分類：熱帯林破壊防止コスト</p> |
|--|--|

事例番号 22

|      |              |
|------|--------------|
| 活動内容 | 軽量薄型のレジ袋等の使用 |
|------|--------------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類   |
|--|---|
| <p><b>【基本となる考え方】</b><br/>         レジ袋等の軽量薄型化や材質変更は、製造のための資源の節約や焼却時の有害ガスの発生抑制を目的としており、そのコストは環境保全コストとします。</p>                      | <p>取組内容により判断。</p>   |
| <p><b>【具体的な例示1】</b><br/>         レジ袋や梱包材を従来のもので軽量薄型化したものや環境に配慮した材質のものへ変更したものに切り替えるためのコストは、容器包装の廃棄時の環境負荷を低減するという環境保全目的に該当します。</p> | <p>(2)上・下流コスト<br/>         容器包装等の低環境負荷化のための追加コスト</p>                    |
| <p><b>【具体的な例示2】</b><br/>         レジ袋を軽量薄型化したり材質を変更するために実施する研究は、環境保全目的に該当します。</p>   | <p>(4)研究開発コスト<br/>         その他、物流段階や製品等の販売段階等における環境負荷の抑制のための研究開発コスト</p> |

(2) 業界団体等への負担金

事例番号 23

|      |                 |
|------|-----------------|
| 活動内容 | 業界団体等に対する負担金の支払 |
|------|-----------------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類             |
|--|-----------------------|
| <p><b>【基本的な考え方】</b><br/>         業界団体等に対して支払う負担金については、負担金の意味内容により環境保全目的を分類します。</p> | <p>負担金の意味内容により判断。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>【具体的な例示 1】</p> <p>消費者等の上・下流域において発生する環境負荷を低減するという環境保全目的のため、事業者が行う製品・商品等の回収、リサイクル、再商品化、適正処理を業界団体等が代行して行うために支払われるものは、環境保全コストとします。</p> <p>具体的には以下のものが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本容器包装リサイクル協会に対して容器や包装を利用する中身製造事業者や容器や包装を利用して販売する小売・卸売事業者、容器の製造事業者等が支払う容器包装等の再商品化のための負担金</li> <li>・小型二次電池再資源化推進センターに対して電池メーカーとそれを使用する機器メーカー等が支払う小型二次電池の回収・リサイクルのための会費</li> <li>・財団法人家電製品協会に対して、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の製造業者等が支払う廃家電品の再資源化、適正処理等のための委託料</li> </ul> | <p>(2)上・下流コスト</p> <p>製品・商品等の回収、リサイクル、再商品化、適正処理のためのコスト</p>            |
| <p>【具体的な例示 2】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて指定された産業廃棄物適性処理推進センターの原状回復措置のための基金（産業廃棄物適正処理推進基金）への拠出金は、不法投棄された産業廃棄物の適正処理事業を支援するために産業界の取り決めによって事業者が自主的に負担するものですので、通常の産業廃棄物処理・処分コストとは異なり社会全体の環境保全を目的としたコストとします。</p>  | <p>(5)社会活動コスト</p> <p>事業所及び事業所周辺を除く自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト</p> |
| <p>【具体的な例示 3】</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、汚染負荷量賦課金は、公害健康被害補償予防協会に対して事業者が納付義務を負い、主に健康被害予防事業（大気環境に着目した環境改善事業等）に使用されています。この納付義務は大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者に課され、汚染負荷量賦課金の額は対象となる環境負荷物質の排出量に応じて算定されるものですので、大気汚染防止を目的としたコストとします。</p>  | <p>(1)事業エリア内コスト</p> <p>(1)-1 公害防止コスト</p> <p>大気汚染防止のためのコスト</p>        |

#### 4. 管理活動コストに関する事項

##### (1) 環境管理

事例番号 24

| 活動内容  | 環境マネジメントプログラムの実施  |
|---|---|
| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコストには、ISO 14001 の認証取得費用、そのための準備費用や維持改善のための直接的な人件費等が含まれますが、環境マネジメントシステムの一環として、環境マネジメントプログラムに盛り込まれた具体的な取組に関するコストは、その取組の目的に応じたコストに分類します。</p> | 取組の目的により判断。   |
| <p>【具体的な事例1】</p> <p>環境マネジメントプログラムで定められた公害防止の取組のためのコストは、事業エリア内コストの公害防止コストとして、その具体的な内容によりコストを分類します。</p>   | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-1 公害防止コスト<br>公害防止の目的により判断。            |
| <p>【具体的な事例2】</p> <p>環境マネジメントプログラムで定められた省エネルギーの取組のためのコストは、事業エリア内コストとして分類します。</p>   | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-2 地球環境保全コスト<br>地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト |

事例番号 25

| 活動内容  | 条例等で義務づけられた計画等の策定                       |
|---|---|
| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類                               |
| <p>【基本的考え方】</p> <p>事業活動に伴い発生する環境負荷の抑制に対して計画を策定する等、今後の具体的な環境保全活動の準備段階でのコストは、管理活動コストに該当します。</p>                               | (3)管理活動コスト                              |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>地方自治体等で廃棄物削減や温暖化対策等に関する計画策定が条例で義務付けられている場合等の計画策定のためのコストは、計画の策定という管理的な要素が強いため、環境マネジメントシステム関連のコストとします。</p> | (3)管理活動コスト<br>環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト |

( 2 ) 環境情報の開示

事例番号 26

| 活動内容  | 環境問題に関する説明会の開催   |  |
|---|--|--|
| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類  |  |
| 【基本的な考え方】<br>企業が開催する環境問題に関する説明会に係るコストは、環境保全コストとします。   | 主要な目的により判断。  |  |
| 【具体的な例示1】<br>例えば、化学物質に関する一般的な知識等について地域住民の啓発を目的とした無料セミナーを開催する場合等は、企業等の事業活動に直接的には関係ありませんので、その開催コストは環境保全に資する社会活動という目的に該当します。   | (5)社会活動コスト<br>地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト |  |
| 【具体的な例示2】<br>様々な利害関係者を招き環境保全に関する対話集会を開催する場合や、環境汚染を発生させた企業等が自らの事業活動に使用している化学物質の種類・量やその環境への影響・今後の環境保全体制等について地域住民に対して行う説明会等は、事業活動を継続させるための説明責任の履行という性格が強いので、その開催コストは環境保全に資する管理活動という目的に該当します。 | (3)管理活動コスト<br>環境情報の開示及び環境広告のためのコスト                             |  |

事例番号 27

| 活動内容   | 環境広告                               |  |
|--|------------------------------------|--|
| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類                          |  |
| 【基本的考え方】<br>環境保護に連動したマーケティングに基づく環境広告には、環境保全への取組や野生生物等の保護を訴えて地球環境を保護しようとする社会的な要望に応える側面や環境教育的な側面も含まれますが、そのためのコストは、企業等が社会とのコミュニケーションを図るという目的に該当します。 | (3)管理活動コスト<br>環境情報の開示及び環境広告のためのコスト |  |
| 【具体的な例示1】<br>エコプロダクツ展等の環境をテーマとした展示会への出展や、環境ラベル表示のための審査や印刷のコストは、社会とのコミュニケーションを図ることが目的ですから、そのコストは環境保全に資する管理活動コストとします。                              | (3)管理活動コスト<br>環境情報の開示及び環境広告のためのコスト |  |



|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| <p><b>【具体的な例示 2】</b><br/> 製品やサービスの販売促進を目的とした広告の一部に、環境保全に役立つ機能等に関する情報が含まれる場合には、環境教育等の社会的メッセージが含まれており、広告全体に占める環境保全目的の程度に応じて判断し、按分します。<br/> ただし、そのためのコストを分離することの重要性が乏しければ、単に販売促進を目的としたコストとして、環境保全コストとしないことができます。</p> | (3)管理活動コスト<br>環境情報の開示及び環境広告のためのコスト |
|---|------------------------------------|

事例番号 28

|      |          |
|------|----------|
| 活動内容 | 工場見学への対応 |
|------|----------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類                          |
|--|------------------------------------|
| <p><b>【基本的考え方】</b><br/> 不特定多数の方に、環境保全に関する企業等の取組内容を理解してもらうためのコストは、企業等が社会とのコミュニケーションを図るといった目的に該当します。</p>   | (3)管理活動コスト<br>環境情報の開示及び環境広告のためのコスト |
| <p><b>【具体的な例示】</b><br/> 企業の環境保全活動を紹介することを目的とした工場見学会の開催コストは、広く一般消費者等に対する情報を提供し、企業が社会とのコミュニケーションを図るといった側面が大きいことから、そのコストは環境保全に資する管理活動コストとします。</p> | (3)管理活動コスト<br>環境情報の開示及び環境広告のためのコスト |

事例番号 29

|      |                        |
|------|------------------------|
| 活動内容 | 環境監査及び環境報告書の第三者意見記載の取組 |
|------|------------------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類                               |
|---|---|
| <p><b>【基本的考え方】</b><br/> 環境マネジメントの取組を客観的な立場からチェックする環境監査は、内部外部を問わず環境マネジメントシステム関連のコストとします。</p>                         | (3)管理活動コスト<br>環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト |
| <p><b>【基本的な考え方によらない場合の例示】</b><br/> 環境報告書に記載するための第三者レビュー報告書のためのコストは、環境報告書の作成コストに含まれますので、環境保全に資する管理活動という目的に該当します。</p> | (3)管理活動コスト<br>環境情報の開示及び環境広告のためのコスト      |

( 3 ) 環境負荷等の監視

事例番号 30

|      |         |
|------|---------|
| 活動内容 | 環境負荷の監視 |
|------|---------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類                     |
|--|-------------------------------|
| <p>【基本的な考え方】<br/>環境負荷等の監視に関するコストは、環境負荷監視のための管理活動コストとします。</p>   | (3)管理活動コスト<br>環境負荷監視のためのコスト   |
| <p>【具体的な例示】<br/>環境管理室等に設置し、一元的に大気や水質を監視・測定する機器に係るコストは、大気汚染防止設備や水質汚濁防止設備等に係るコストと区別することが適当ですので、環境保全に資する管理活動という目的に該当します。</p>  | (3)管理活動コスト<br>環境負荷監視のためのコスト   |
| <p>【基本的な考え方によらない場合の考え方】<br/>環境負荷等の監視に関するコストが、日常的に行われている活動から分離できない場合や、そのためのコストが非常に少額である場合等には、基本となる活動のコスト分類に含めて処理することもできます。</p>  | 本体の活動の主要な環境保全目的により判断。         |
| <p>【基本的な考え方によらない場合の例示】<br/>大気汚染防止や水質汚濁防止のための設備の一部に備えつけられた、大気や水質の汚染状況を監視・測定する機器に係るコストは、当該設備と一体として運用されるものであり、そのためのコストだけを分離することは困難ですので、公害防止という基本となる設備のコストと同じ環境保全目的とすることもできます。</p> | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-1 公害防止コスト |

事例番号 31

|      |               |
|------|---------------|
| 活動内容 | 環境監視のための特別な調査 |
|------|---------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類                   |
|---|-----------------------------|
| <p>【基本的な考え方】<br/>汚染の有無に関わらず、定期的にまたは臨時に環境汚染等を監視するために実施する特別な調査は、主たる目的が個別の環境負荷項目をより綿密に監視することにありますので、そのためのコストは、環境負荷監視のための管理活動コストとします。</p> | (3)管理活動コスト<br>環境負荷監視のためのコスト |

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| <p>【具体的な例示 1】</p> <p>汚染の有無に関わらず、定期的実施する土壌汚染に関する調査の目的は、定期的に土壌汚染の状況を監視することにありますので、そのためのコストは、環境負荷監視のためという環境保全目的に該当します。</p>   | (3)管理活動コスト<br>環境負荷監視のためのコスト |
| <p>【具体的な例示 2】</p> <p>PRTR（環境汚染物質排出移動登録）への取組は、特定の化学物質について、その環境への排出・移動量を継続的に把握するものですので、そのコストは、環境負荷監視のためという環境保全目的に該当します。</p> | (3)管理活動コスト<br>環境負荷監視のためのコスト |

## 5 . 研究開発コストに関する事項

事例番号 32

|      |               |
|------|---------------|
| 活動内容 | 化審法による化学物質の審査 |
|------|---------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類                         |
|---|-----------------------------------|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律(化審法)は、化学物質の製造、輸入に際し、その難分解性等の性状を有するかどうかを事前に審査し、化学物質の製造、輸入、使用等に応じ、必要な規制を行うことを目的としています。この事前審査のコストは、規制に対応するための、環境保全コストとします。</p> | 主要な環境保全目的により判断。                   |
| <p>【具体的な例示 1】</p> <p>新たな化学物質を開発した場合、または化学物質の輸入にあたって受ける事前審査にかかるコストは、環境負荷の監視という環境保全目的に該当します。</p>  | (3)管理活動コスト<br>環境負荷監視のためのコスト       |
| <p>【具体的な例示 2】</p> <p>新たに開発した化学物質が、環境保全に資する目的の製品であれば、審査の申請に必要なコストは、環境保全に資する製品等の研究開発という環境保全目的に該当します。</p>  | (4)研究開発コスト<br>環境保全に資する製品等の研究開発コスト |

事例番号 33

|      |                |
|------|----------------|
| 活動内容 | 鉛フリーはんだ搭載製品の製造 |
|------|----------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類  |
|---|------------|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>鉛フリーはんだを使った製品の製造は、その製品の廃棄時の環境負荷を低減させることを目的としていますので、そのコストは環境保全コストとします。</p> | 取組内容により判断。 |

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| <p>【具体的な例示 1】<br/>鉛フリーはんだを使った製品を製造するために、どのように製造プロセスを変更すれば良いかを検討するためのコストは、環境保全に資する製品等の研究開発という環境保全目的に該当します。</p> | (4)研究開発コスト<br>環境保全に資する製品等の研究開発コスト |
| <p>【具体的な例示 2】<br/>自社製品製造のために、鉛フリーはんだを使った部品を調達する場合のコストは、グリーン購入推進による上・下流域における環境負荷の低減という環境保全目的に該当します。</p>        | (2)上・下流コスト<br>環境物品等を提供するための追加的コスト |
| <p>【具体的な例示 3】<br/>鉛フリーはんだを使った製品を設計する場合のコストは、環境保全に資するための研究開発という環境保全目的に該当します。</p>                               | (4)研究開発コスト<br>環境保全に資する製品等の研究開発コスト |

事例番号 34

|      |         |
|------|---------|
| 活動内容 | 歩留まりの向上 |
|------|---------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |
|---|---|
| <p>【基本的な考え方】<br/>製品製造において歩留まりを向上させるコストは、同じ量の原料から多くの製品を製造することを目的としていますので、環境保全コストとします。</p>  | 取組内容により判断。  |
| <p>【具体的な例示 1】<br/>資源投入量の削減等を目的に、製品製造工程での原材料等の利用効率を向上させるため特別に行う工程への変更は、廃棄物の発生を抑制し、原材料の歩留まりを向上させますので、そのためのコストは、資源の効率的利用という環境保全目的に該当します。</p> | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-3 資源循環コスト<br>資源の効率的利用のためのコスト          |
| <p>【具体的な例示 2】<br/>製品の製造工程で発生した不要物を、原材料として再度投入するシステムを導入するためのコストは、廃棄物のリユースという環境保全目的に該当します。</p>  | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-3 資源循環コスト<br>産業廃棄物のリサイクル等のためのコスト      |
| <p>【具体的な例示 3】<br/>資源の効率的利用を目的とした研究開発プロジェクトに関するもので、環境保全目的に相当する部分のコストは研究開発コストに該当します。</p>  | (4)研究開発コスト<br>製品等の製造段階における環境負荷の抑制のための研究開発コスト              |
| <p>【具体的な例示 4】<br/>製品製造工程におけるエネルギーの消費効率を向上させるよう、特別に行う工程への変更は、エネルギー効率の高い機器類への変更と同様、省エネルギーという環境保全目的に該当します。</p>                               | (1)事業エリア内コスト<br>(1)-2 地球環境保全コスト<br>地球温暖化防止及び省エネルギーのためのコスト |

## 6. 社会活動コストに関する事項

事例番号 35

| 活動内容  | 事業活動と関連のない緑化活動等の実施  |  |
|---|---|--|
| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類   |  |
| <p>【基本的な考え方】<br/>           広く社会貢献のために行われる環境保全活動のためのコストは、社会活動コストとします。</p>   | 取組内容により判断。  |  |
| <p>【具体的な例示】<br/>           砂漠化防止のために自主的に緑化を行う場合に、事業活動とは直接関係ない取組であれば、そのコストは社会活動コストに該当します。<br/>           自社の所有地において森林を育成している場合でも、それが社会に解放された森林として利用されているような取組であれば、社会活動コストとします。</p> | (5)社会活動コスト<br>事業所及び事業所周辺を除く自然保護、緑化、美化、景観保持等の環境改善対策のためのコスト |  |
| <p>【基本的な考え方によらない場合の例示】<br/>           製紙会社等が海外等において行う産業植林等は、材料調達等の通常の事業活動の一環と位置づけられますので、単純伐採による木材の調達との差額コストはグリーン購入のためのコストとします。</p>  | (2)上・下流コスト<br>環境物品等の調達購入(グリーン購入)に伴い発生した通常の購入との差額コスト       |  |

事例番号 36

| 活動内容   | 自然保護団体への年会費                              |  |
|--|--|--|
| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類                                |  |
| <p>【基本的な考え方】<br/>           環境保護団体等への寄付、支援のためのコストは、社会活動コストとします。</p>                                    | (5)社会活動コスト<br>環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト |  |
| <p>【具体的な例示】<br/>           環境保護団体等への加入に伴う年会費は、寄付金でなくとも、環境保護団体の運営資金を拠出し支援することにつながりますので、社会活動コストとします。</p> | (5)社会活動コスト<br>環境保全を行う団体等に対する寄付、支援のためのコスト |  |

## 7. 環境損傷対応コストに関する事項

事例番号 37

|      |          |
|------|----------|
| 活動内容 | 支払保険料の扱い |
|------|----------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類                             |
|--|---------------------------------------|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>支払保険料は、リスク回避のためのコストであり、直接的には環境負荷を低減させませんが、環境損傷等が発生した場合、企業の財務基盤が不十分であったとしても、より確実に対応できるようにする意義があり、環境損傷対応コストとします。</p> | (6)環境損傷対応コスト<br>環境の損傷に対応する引当金繰入額及び保険料 |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>大気汚染や土壌汚染に関連する保険のための支払保険料は、直接的に公害を防止するものではありませんので、環境損傷対応コストとします。</p>  | (6)環境損傷対応コスト<br>環境の損傷に対応する引当金繰入額及び保険料 |

## 8. その他コストに関する事項

事例番号 38

|      |           |
|------|-----------|
| 活動内容 | 非償却資産への投資 |
|------|-----------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類 |
|---|-----------|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>土地等の非償却資産は、減価償却を実施せず費用化の時期や費用化の可否が不透明であるため、非償却資産への投資額は環境保全コストとはしません。</p>                                  | /         |
| <p>【具体的な例示】</p> <p>森林保護等を目的として土地を取得する場合であっても、土地は自然の資産であり、将来、用途変更して工場等にすることも可能であること、また通常費用化もされないこと等から、その投資額は環境保全コストとはしません。</p> |           |

事例番号 39

|      |          |
|------|----------|
| 活動内容 | 金融資産への投資 |
|------|----------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類 |
|---|-----------|
| <p>【基本的な考え方】</p> <p>投下資金の回収が前提となる金融資産への投資は、本来的には費用化されるものではないことから、その投資額は環境保全コストとはしません。</p> | /         |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>【具体的な例示】</b><br/>SRI（社会的責任投資）や環境ビジネス事業への出資等には、環境保全活動に間接的に資する場合がありますが、むしろ通常の証券投資等と同様に投下資金の回収を前提とする金融資産であり、本来的には費用化されるものではないことから、その投資額は環境保全コストとはしません。</p> |  |
|---|--|

事例番号 40

|      |               |
|------|---------------|
| 活動内容 | 放射線障害防止のための措置 |
|------|---------------|

| コスト分類に対する考え方   | 環境保全コスト分類 |
|--|-----------|
| <p><b>【基本的な考え方】</b><br/>環境基本法第十三条では、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる」（ ）とされ、法体系上の規制措置は、環境基本法に基づく法体系とは区別されていますが、環境問題の一環であることに変わりありません。放射線障害を防止するためのコストは放射線による大気・水等の汚染を回避するためのコストとして、環境保全コストとします。その際の環境保全コストの分類は、通常的环境保全コストとは区別しておきます。</p> <p>その他の関係法律とは、放射線障害防止法等</p> | (7)その他コスト |
| <p><b>【具体的な例示】</b><br/>放射性物質を処理・管理するためのコストは、環境保全目的に該当しますが、通常的环境保全コストとは区別しておきます。</p>  | (7)その他コスト |

事例番号 41

|      |                |
|------|----------------|
| 活動内容 | 仮設工事における環境保全活動 |
|------|----------------|

| コスト分類に対する考え方  | 環境保全コスト分類              |
|---|------------------------|
| <p>【参考】</p> <p>環境保全に資する製品の製造やサービスの提供等を目的とした事業活動への、環境会計の応用手法については、今後の課題とされています。</p>  | /                      |
| <p>【参考としての例示】</p> <p>「建設業における環境会計ガイドライン(2002年版)」では、施工業者の行う仮設工事のうち、遮音壁の設置や廃棄物の処理等環境保全対策として行われるものは、把握の対象とし、仕様に記載されている項目も全て環境保全コストに含めています。一方、本設工事における環境保全活動は顧客の環境保全コストであるという考えに基づき環境保全コストに含めていません。</p> | <p>主要な環境保全目的により判断。</p> |



### 第3章 6つの視点による事例の検索



### 第3章 6つの視点による事例の検索

#### 1. 環境保全活動を分類するための様々な視点の考え方

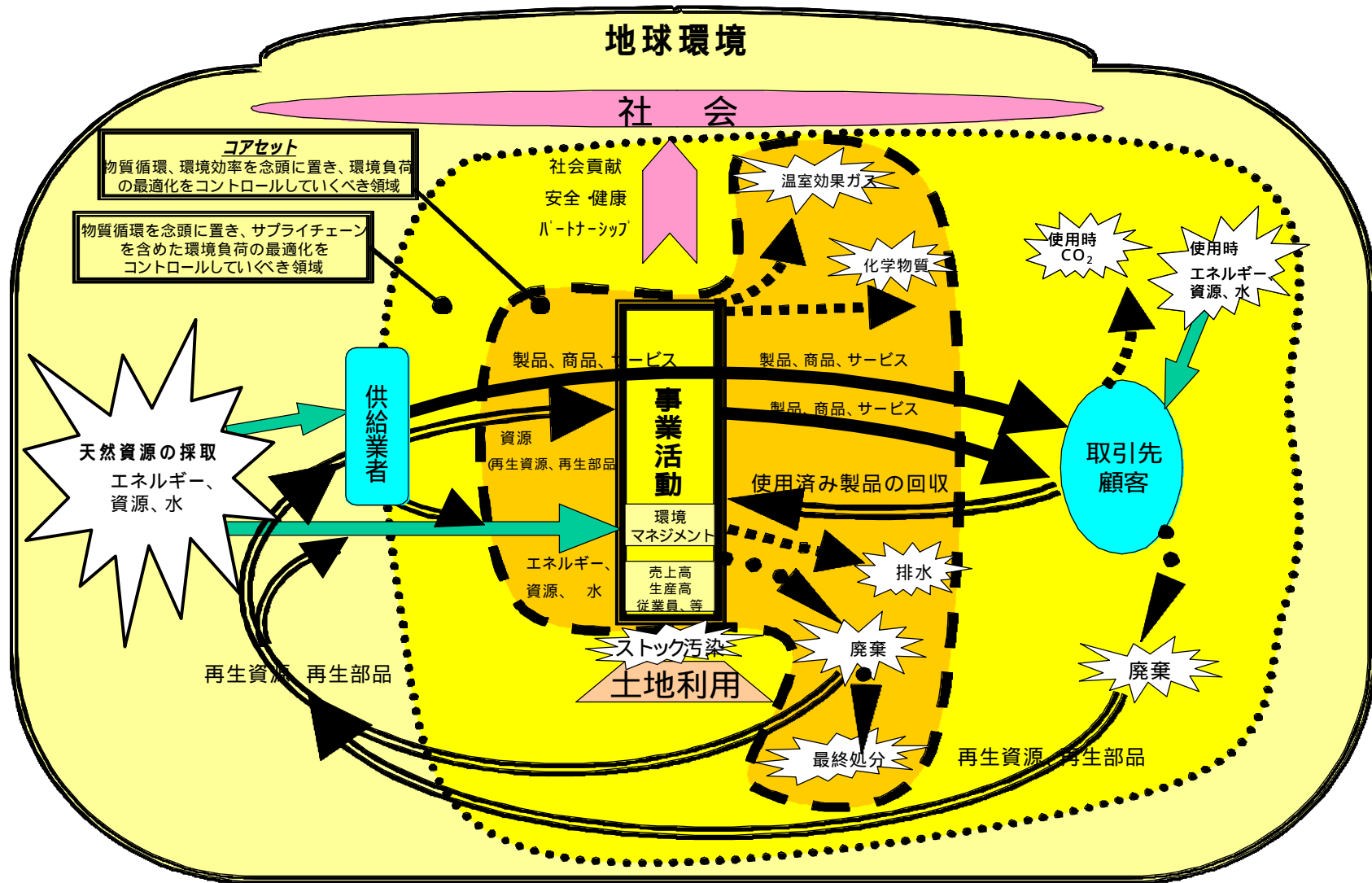
本章では、ガイドラインの環境保全コスト分類の他に、6つの視点を設定し、対象となる環境保全コストについて利用者が理解しやすい視点から該当する類似事例を検索できるよう配慮しました。

##### (1) 事業活動の体系に関する視点

事業活動の体系に関する視点からの区分は、次に示す「事業活動と物質循環との関わり」の概念図をもとに、事業活動へのインプットとアウトプットに着目して整理しました。

|  |
|--|
| 事業活動の体系に関する視点からの区分                                   |
| 事業エリアへの INPUT (購買)                                   |
| 原材料等の投入 (グリーン購入、グリーン調達含む)                            |
| エネルギーの投入   |
| 水の投入   |
| 事業エリア  |
| 製造 (生産管理含む)  |
| 設備投資 (維持管理含む)  |
| 研究開発   |
| 一般管理 (環境コミュニケーション、環境教育含む)                            |
| 社会貢献 (一般管理から別に区分)                                    |
| 環境損傷の修復 (通常の実業活動とは区別)                                |
| 輸送・流通  |
| 事業エリアからの完成品 OUTPUT (販売)                              |
| 製品・サービスの提供   |
| 事業エリアからの不要物 OUTPUT (廃棄・排出)                           |
| 廃棄物・リサイクル (リユース含む)<br>(事業エリア内のリサイクル、完成品の使用後のリサイクル含む) |
| 水域・土壌への排出  |
| 大気への排出   |

(参考資料) 環境省「環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」より  
 「事業活動と物質循環との関わり (概念モデル)」



## ( 2 ) 業種に関する視点

業種に関する視点からの区分は、日本標準産業分類を考慮して整理しました。

| 業種に関する視点からの区分 | 日本標準産業分類      |
|---------------|---------------|
| 水産・農業・林業      | A,B,C         |
| 製造業（鉱業を含む）    | D,F           |
| 建設業           | E             |
| 電気・ガス等供給業他    | G             |
| 通信業           | H             |
| 運輸・倉庫業        | I             |
| 流通業（卸・小売）     | J             |
| 金融・保険業        | K             |
| サービス業         | L,M,N,O,P,Q,R |
| その他           | S             |

( 参考資料 ) 日本標準産業分類における大分類項目

|   |                   |
|---|-------------------|
| A | 農業                |
| B | 林業                |
| C | 漁業                |
| D | 鉱業                |
| E | 建設業               |
| F | 製造業               |
| G | 電気・ガス・熱供給・水道業     |
| H | 情報通信業             |
| I | 運輸業               |
| J | 卸売・小売業            |
| K | 金融・保険業            |
| L | 不動産業              |
| M | 飲食店，宿泊業           |
| N | 医療，福祉             |
| O | 教育，学習支援業          |
| P | 複合サービス事業          |
| Q | サービス業（他に分類されないもの） |
| R | 公務（他に分類されないもの）    |
| S | 分類不能の産業           |

(3) ISO 14001の要求事項に関する視点

ISO 14001の要求事項に関する視点からの区分は、それぞれの要求事項の内容を考慮して整理しました。

| ISO 14001の要求事項に関する視点からの区分 | 区分を整理する上で考慮したそれぞれに該当する環境保全活動                      |
|---------------------------|---|
| 一般的要求事項                   |   |
| 一般要求事項                    | ・EMSの確立と維持  |
| 環境方針                      |   |
| 環境方針                      | ・環境方針の決定  |
| 計画                        |   |
| 環境側面                      | ・著しい環境側面の決定<br>・活動、製品又はサービスの環境側面を特定する手段の確立、維持     |
| 法的及びその他の要求事項              | ・活動、製品又はサービスの環境側面に適用可能な、法的要求事項等を特定し、参照できる手順の確立、維持 |
| 目的及び目標                    | ・環境目的、目標の設定、維持                                    |
| 環境マネジメントプログラム             | ・目的及び目標を達成するためのプログラムの策定、維持                        |
| 実施及び運用                    |   |
| 体制及び責任                    | ・EMSを実施するための、役割、責任及び権限の決定及び文書化、伝達                 |
| 訓練、自覚及び能力                 | ・適切な訓練の実施   |
| コミュニケーション                 | ・環境側面及び環境マネジメントシステムに関する内部/外部コミュニケーションのための手順の確立、維持 |
| 環境マネジメントシステム文書            | ・EMSに関する情報の確立、維持                                  |
| 文書管理                      | ・文書を管理する手順の確立、維持                                  |
| 運用管理                      | ・著しい環境側面に関連する運用及び活動の特定                            |
| 緊急事態への準備及び対応              | ・事故及び緊急事態に関する環境影響を予防し緩和するための手順の確立、維持              |

| ISO 14001の要求事項に関する視点からの区分 | 区分を整理する上で考慮したそれぞれに該当する環境保全活動   |
|---------------------------|--|
| 点検及び是正処置                  |  |
| 監視及び測定                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に影響を及ぼす可能性がある運用及び活動の鍵となる特性を定常的に監視及び測定するための手順の確立、維持</li> </ul>    |
| 不適合並びに是正及び予防処置            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合の調査、それによる影響を緩和する処置、是正及び予防処置に着手し完了する責任と権限を定める手順の確立、維持</li> </ul> |
| 記録                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境記録の識別、維持及び廃棄のための手順の確立、維持</li> </ul>                              |
| 環境マネジメントシステム監査            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な EMS 監査のプログラム及び手順の確立、維持</li> </ul>                             |
| 経営層による見直し                 |  |
| 経営層による見直し                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高経営層による EMS の見直しと、それに必要な情報の収集</li> </ul>                          |

(4) 法規制への対応に関する視点

法規制への対応に関する視点からの区分は、環境保全活動に関連しうる法律を考慮して整理しました。

| 法規制への対応に関する視点からの区分 | 区分を整理する上で考慮した法律  |
|--------------------|--|
| 環境一般に関する法律         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法</li> <li>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）</li> <li>・環境影響評価法</li> <li>・人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（公害罪法）</li> <li>・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</li> <li>・工場立地法</li> </ul>   |
| 地球環境に関する法律         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）</li> <li>・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）</li> <li>・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）</li> <li>・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）</li> <li>・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）</li> <li>・特定製品にかかわるフロン類の回収及び破壊の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）</li> </ul> |
| 大気汚染・悪臭に関する法律      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法</li> <li>・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）</li> <li>・スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（スパイクタイヤ使用禁止法）</li> <li>・悪臭防止法</li> </ul>   |
| 騒音・振動に関する法律        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法</li> <li>・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害防止等に関する法律</li> <li>・特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法</li> <li>・振動規制法</li> </ul>  |
| 水質汚濁・地盤沈下に関する法律    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法</li> <li>・湖沼水質保全特別措置法</li> <li>・瀬戸内海環境保全特別措置法</li> <li>・特定水道利用水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法</li> <li>・下水道法</li> <li>・工業用水法</li> <li>・建築物用地下水の採取の規制に関する法律</li> <li>・浄化槽法</li> </ul>  |



| 法規制への対応に関する視点からの区分 | 区分を整理する上で考慮した法律   |
|--------------------|---|
| 土壌汚染・農薬に関する法律      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（農用地土壌汚染防止法）</li> <li>・農薬取締法</li> <li>・土壌汚染対策法</li> </ul>   |
| 廃棄物・リサイクルに関する法律    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進基本法</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）</li> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律（改正リサイクル法）</li> <li>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）</li> <li>・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）</li> <li>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）</li> <li>・使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）</li> </ul> |
| 化学物質に関する法律         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</li> <li>・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</li> <li>・消防法</li> <li>・高圧ガス保安法</li> <li>・毒劇物取締法</li> <li>・労働安全衛生法</li> </ul>   |
| 被害救済・紛争処理に関する法律    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害の補償等に関する法律（公害健康被害補償法）</li> <li>・公害紛争処理法</li> </ul>  |
| 費用負担・助成に関する法律      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止事業費事業者負担法</li> </ul>  |
| 自然保護に関する法律         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全法</li> <li>・自然公園法</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律（種の保存法）</li> </ul>  |
| その他                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線障害防止法</li> <li>・電波法</li> <li>・建築基準法</li> </ul>   |

( 5 ) 環境問題の種類に関する視点

環境問題の種類に関する視点からの区分は、環境基本計画における環境保全施策の体系に見られる項目を考慮して整理しました。

| 環境問題の種類に関する視点からの区分 | 区分を整理する上で考慮した環境保全施策の体系    |
|--------------------|---------------------------|
| 地球温暖化対策            | 環境基本計画                    |
| オゾン層保護対策           | 第3部 各種環境保全施策の具体的な展開       |
| その他の大気環境保全         | 第2章 環境保全施策の体系             |
| 騒音・振動対策            | 第1節 環境問題の各分野に係る施策         |
| 水質環境保全             | 1 地球規模の大気環境の保全            |
| 土壌・地盤環境保全          | 2 大気環境の保全（地球規模の大気環境を除く。）  |
| 廃棄物・リサイクル対策        | 3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全        |
| 化学物質対策             | 4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策 |
| 自然環境保全             | 5 化学物質対策                  |
|                    | 6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進     |

( 6 ) ステークホルダーに関する視点

ステークホルダーに関する視点からの区分は、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」(環境省、平成13年2月)に示されたステークホルダーを考慮して整理しました。

| ステークホルダーに関する視点からの区分 |
|---------------------|
| 消費者                 |
| 投資家・金融機関            |
| 取引先                 |
| NGO・NPO             |
| 地域住民                |
| 行政機関                |
| 経営者                 |
| 従業員                 |
| その他                 |

## 2 . 事例検索一覧表

以下の事例検索一覧表は、前項に示した6つの視点からの区分にしたがって、第2章の環境保全活動の整理事例を一覧できるように整理したものです。一つの整理事例が複数の区分に該当していることも分かりやすいように配慮しました。

これにより、どのような活動が、どのような環境保全コスト分類に該当するのかを、大まかに把握することが容易になります。

一覧表の左側の「各視点からの区分」の欄は、各視点からの区分と整理事例との関連性について示しています。

一覧表の右側の「環境保全コスト分類」の欄に示した印は、以下のように区別してあります。

： 第2章で基本的な考え方として示した環境保全コスト分類

： 第2章で基本的な考え方によらない場合として示した環境保全コスト分類

( 1 ) 事業活動の体系に関する視点からの区分

| 事業活動に関する区分 |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           | 活動内容 | 環境保全コスト分類           |           |         |         |         |         | 事例番号 |           |        |
|------------|----------|------|----|------|------|------|------|---------|-------|------------|-----------|-----------|------|---------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-----------|--------|
| 原材料等の投入    | エネルギーの投入 | 水の投入 | 製造 | 設備投資 | 研究開発 | 一般管理 | 社会貢献 | 環境損傷の修復 | 輸送・流通 | 製品・サービスの提供 | 廃棄物・リサイクル | 水域・土壌への排出 |      | 大気への排出              | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト |      | 環境損傷対応コスト | その他コスト |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境物品等の調達・購入         |           |         |         |         |         |      |           | 19     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | グリーン調達・購入のための取組     |           |         |         |         |         |      |           | 20     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 再生型枠の使用             |           |         |         |         |         |      |           | 21     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 軽量薄型のレジ袋等の使用        |           |         |         |         |         |      |           | 22     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 歩留まりの向上             |           |         |         |         |         |      |           | 34     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 省エネ設備の導入            |           |         |         |         |         |      |           | 16     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境負荷の監視             |           |         |         |         |         |      |           | 30     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 水質の浄化               |           |         |         |         |         |      |           | 11     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 既存設備に対する更新投資        |           |         |         |         |         |      |           | 1      |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境保全設備への防災装置の追加     | -         | -       | -       | -       | -       | -    | -         | 2      |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境保全設備の付属設備に関する修理   |           |         |         |         |         |      |           | 3      |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 固定資産税の扱い            |           |         |         |         |         |      |           | 4      |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境保全設備に対する修理        |           |         |         |         |         |      |           | 5      |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境保全設備の移設           | -         | -       | -       | -       | -       | -    | -         | 6      |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 設備の維持管理により発生する廃棄物処理 |           |         |         |         |         |      |           | 7      |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 化審法による化学物質の審査       |           |         |         |         |         |      |           | 32     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 鉛フリーはんだ搭載製品の製造      |           |         |         |         |         |      |           | 33     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 法規制より厳しい水準の環境負荷低減   |           |         |         |         |         |      |           | 13     |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境マネジメントプログラムの実施    |           |         |         |         |         |      |           | 24     |

| 事業活動に関する区分 |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           | 活動内容 | 環境保全コスト分類              |           |         |         |         |         | 事例番号 |           |
|------------|----------|------|----|------|------|------|------|---------|-------|------------|-----------|-----------|------|------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-----------|
| 原材料等の投入    | エネルギーの投入 | 水の投入 | 製造 | 設備投資 | 研究開発 | 一般管理 | 社会貢献 | 環境損傷の修復 | 輸送・流通 | 製品・サービスの提供 | 廃棄物・リサイクル | 水域・土壌への排出 |      | 大気への排出                 | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト |      | 環境損傷対応コスト |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 条例等で義務づけられた計画等の策定      |           |         |         |         |         |      | 25        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境問題に関する説明会の開催         |           |         |         |         |         |      | 26        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境広告                   |           |         |         |         |         |      | 27        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境監査及び環境報告書の第三者意見記載の取組 |           |         |         |         |         |      | 29        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 事業活動と関連のない緑化活動等の実施     |           |         |         |         |         |      | 35        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 自然保護団体への年会費            |           |         |         |         |         |      | 36        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 支払保険料の扱い               |           |         |         |         |         |      | 37        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 自社輸送における環境負荷の抑制        |           |         |         |         |         |      | 9         |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 業者委託の輸送における環境負荷の抑制     |           |         |         |         |         |      | 10        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | PCB 使用物品の処理・保管         |           |         |         |         |         |      | 15        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | リサイクル及び処理・処分           |           |         |         |         |         |      | 17        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 外注先に対する廃棄物処理指導         |           |         |         |         |         |      | 18        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 業界団体等に対する負担金の支払        |           |         |         |         |         |      | 23        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境監視のための特別な調査          |           |         |         |         |         |      | 31        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の導入 |           |         |         |         |         |      | 12        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 放射線障害防止のための措置          |           |         |         |         |         |      | 40        |
|            |          |      |    |      |      |      |      |         |       |            |           |           |      | 環境配慮型車両等の導入            |           |         |         |         |         |      | 8         |

(2) 業種に関する視点からの区分

| 業種に関する区分 |     |     |            |     |        |     |        |       | 活動内容 | 環境保全コスト分類       |           |         |         |         |         |           | 事例番号 |        |
|----------|-----|-----|------------|-----|--------|-----|--------|-------|------|-----------------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|------|--------|
| 水産・農業・林業 | 製造業 | 建設業 | 電気・ガス等供給業他 | 通信業 | 運輸・倉庫業 | 流通業 | 金融・保険業 | サービス業 |      | その他             | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト | 環境損傷対応コスト |      | その他コスト |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 環境配慮型車両等の導入     |           |         |         |         |         |           |      | 8      |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 環境保全設備への防災装置の追加 | -         | -       | -       | -       | -       | -         | -    | 2      |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 環境保全設備の移設       | -         | -       | -       | -       | -       | -         | -    | 6      |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 化審法による化学物質の審査   |           |         |         |         |         |           |      | 32     |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 鉛フリーはんだ搭載製品の製造  |           |         |         |         |         |           |      | 33     |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 歩留まりの向上         |           |         |         |         |         |           |      | 34     |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 放射線障害防止のための措置   |           |         |         |         |         |           |      | 40     |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 再生型枠の使用         |           |         |         |         |         |           |      | 21     |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 仮設工事における環境保全活動  | -         | -       | -       | -       | -       | -         | -    | 41     |
|          |     |     |            |     |        |     |        |       |      | 軽量薄型のレジ袋等の使用    |           |         |         |         |         |           |      | 22     |

(3) ISO 14001の要求事項に関する視点からの区分

| ISO 14001の要求事項に関する区分 |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              | 活動内容 | 環境保全コスト分類 |                |    |                        |           |           | 事例番号 |         |         |         |         |           |
|----------------------|------|------|--------------|--------|---------------|--------|-----------|-----------|----------------|------|------|--------------|------|-----------|----------------|----|------------------------|-----------|-----------|------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 一般要求事項               | 環境方針 | 環境側面 | 法的及びその他の要求事項 | 目的及び目標 | 環境マネジメントプログラム | 体制及び責任 | 訓練、自覚及び能力 | コミュニケーション | 環境マネジメントシステム文書 | 文書管理 | 運用管理 | 緊急事態への準備及び対応 |      | 監視及び測定    | 不適合並びに是正及び予防処置 | 記録 | 環境マネジメントシステム監査         | 経営層による見直し | 事業エリア内コスト |      | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト | 環境損傷対応コスト |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 環境マネジメントプログラムの実施       |           |           |      |         |         |         |         | 24        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 自社輸送における環境負荷の抑制        |           |           |      |         |         |         |         | 9         |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 化審法による化学物質の審査          |           |           |      |         |         |         |         | 32        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 歩留まりの向上                |           |           |      |         |         |         |         | 34        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 環境保全設備の付属設備に関する修理      |           |           |      |         |         |         |         | 3         |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 環境配慮型車両等の導入            |           |           |      |         |         |         |         | 8         |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の導入 |           |           |      |         |         |         |         | 12        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | PCB 使用物品の処理・保管         |           |           |      |         |         |         |         | 15        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 省エネ設備の導入               |           |           |      |         |         |         |         | 16        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 環境物品等の調達・購入            |           |           |      |         |         |         |         | 19        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 業界団体等に対する負担金の支払        |           |           |      |         |         |         |         | 23        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 条例等で義務づけられた計画等の策定      |           |           |      |         |         |         |         | 25        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 環境負荷の監視                |           |           |      |         |         |         |         | 30        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 放射線障害防止のための措置          |           |           |      |         |         |         |         | 40        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 既存設備に対する更新投資           |           |           |      |         |         |         |         | 1         |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 水質の浄化                  |           |           |      |         |         |         |         | 11        |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |      |           |                |    | 軽量薄型のレジ袋等の使用           |           |           |      |         |         |         |         | 22        |

| ISO 14001の要求事項に関する区分 |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        | 活動内容 | 環境保全コスト分類      |    |                |                        |           |         | 事例番号 |         |         |         |           |        |
|----------------------|------|------|--------------|--------|---------------|--------|-----------|-----------|----------------|------|------|--------------|--------|------|----------------|----|----------------|------------------------|-----------|---------|------|---------|---------|---------|-----------|--------|
| 一般要求事項               | 環境方針 | 環境側面 | 法的及びその他の要求事項 | 目的及び目標 | 環境マネジメントプログラム | 体制及び責任 | 訓練、自覚及び能力 | コミュニケーション | 環境マネジメントシステム文書 | 文書管理 | 運用管理 | 緊急事態への準備及び対応 | 監視及び測定 |      | 不適合並びに是正及び予防処置 | 記録 | 環境マネジメントシステム監査 | 経営層による見直し              | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト |      | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト | 環境損傷対応コスト | その他コスト |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 外注先に対する廃棄物処理指導         |           |         |      |         |         |         |           | 18     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 環境問題に関する説明会の開催         |           |         |      |         |         |         |           | 26     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 環境広告                   |           |         |      |         |         |         |           | 27     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 工場見学への対応               |           |         |      |         |         |         |           | 28     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 環境監査及び環境報告書の第三者意見記載の取組 |           |         |      |         |         |         |           | 29     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 事業活動と関連のない緑化活動等の実施     |           |         |      |         |         |         |           | 35     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 環境保全設備への防災装置の追加        | -         | -       | -    | -       | -       | -       | -         | 2      |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 固定資産税の扱い               |           |         |      |         |         |         |           | 4      |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 環境保全設備に対する修理           |           |         |      |         |         |         |           | 5      |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 環境保全設備の移設              | -         | -       | -    | -       | -       | -       | -         | 6      |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 設備の維持管理により発生する廃棄物処理    |           |         |      |         |         |         |           | 7      |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 業者委託の輸送における環境負荷の抑制     |           |         |      |         |         |         |           | 10     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 法規制より厳しい水準の環境負荷低減      |           |         |      |         |         |         |           | 13     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 騒音・振動防止対策              |           |         |      |         |         |         |           | 14     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | リサイクル及び処理・処分           |           |         |      |         |         |         |           | 17     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | グリーン調達・購入のための取組        |           |         |      |         |         |         |           | 20     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 鉛フリーはんだ搭載製品の製造         |           |         |      |         |         |         |           | 33     |
|                      |      |      |              |        |               |        |           |           |                |      |      |              |        |      |                |    |                | 環境監視のための特別な調査          |           |         |      |         |         |         |           | 31     |



(4) 法規制への対応に関する視点からの区分

| 法規制への対応に関する区分 |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            | 活動内容 | 環境保全コスト分類              |           |         |         |         |         | 事例番号 |           |        |
|---------------|------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|-----------------|------------|-----------------|---------------|------------|------|------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-----------|--------|
| 環境一般に関する法律    | 地球環境に関する法律 | 大気汚染・悪臭に関する法律 | 騒音・振動に関する法律 | 水質汚濁・地盤沈下に関する法律 | 土壌汚染・農薬に関する法律 | 廃棄物・リサイクルに関する法律 | 化学物質に関する法律 | 被害救済・紛争処理に関する法律 | 費用負担・助成に関する法律 | 自然保護に関する法律 |      | その他                    | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト |      | 環境損傷対応コスト | その他コスト |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 業者委託の輸送における環境負荷の抑制     |           |         |         |         |         |      |           | 10     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 環境物品等の調達・購入            |           |         |         |         |         |      |           | 19     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | グリーン調達・購入のための取組        |           |         |         |         |         |      |           | 20     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 環境配慮型車両等の導入            |           |         |         |         |         |      |           | 8      |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 自社輸送における環境負荷の抑制        |           |         |         |         |         |      |           | 9      |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の導入 |           |         |         |         |         |      |           | 12     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 省エネ設備の導入               |           |         |         |         |         |      |           | 16     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 軽量薄型のレジ袋等の使用           |           |         |         |         |         |      |           | 22     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 環境負荷の監視                |           |         |         |         |         |      |           | 30     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 環境保全設備の付属設備に関する修理      |           |         |         |         |         |      |           | 3      |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 騒音・振動防止対策              |           |         |         |         |         |      |           | 14     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 水質の浄化                  |           |         |         |         |         |      |           | 11     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 環境監視のための特別な調査          |           |         |         |         |         |      |           | 31     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | PCB 使用物品の処理・保管         |           |         |         |         |         |      |           | 15     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | リサイクル及び処理・処分           |           |         |         |         |         |      |           | 17     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 外注先に対する廃棄物処理指導         |           |         |         |         |         |      |           | 18     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |      | 業界団体等に対する負担金の支払        |           |         |         |         |         |      |           | 23     |

| 法規制への対応に関する区分 |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            | 環境保全コスト分類 |               |           |         |         |         |         | 事例番号 |           |        |
|---------------|------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|-----------------|------------|-----------------|---------------|------------|-----------|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-----------|--------|
| 環境一般に関する法律    | 地球環境に関する法律 | 大気汚染・悪臭に関する法律 | 騒音・振動に関する法律 | 水質汚濁・地盤沈下に関する法律 | 土壌汚染・農薬に関する法律 | 廃棄物・リサイクルに関する法律 | 化学物質に関する法律 | 被害救済・紛争処理に関する法律 | 費用負担・助成に関する法律 | 自然保護に関する法律 | その他       | 活動内容          | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト |      | 環境損傷対応コスト | その他コスト |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |           | 歩留まりの向上       |           |         |         |         |         |      |           | 34     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |           | 化審法による化学物質の審査 |           |         |         |         |         |      |           | 32     |
|               |            |               |             |                 |               |                 |            |                 |               |            |           | 放射線障害防止のための措置 |           |         |         |         |         |      |           | 40     |

( 5 ) 環境問題の種類に関する視点からの区分

| 環境問題の種類に関する区分 |          |            |         |        |           |             |        | 活動内容                   | 環境保全コスト分類 |           |         |         |         |         | 事例番号 |           |
|---------------|----------|------------|---------|--------|-----------|-------------|--------|------------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-----------|
| 地球温暖化対策       | オゾン層保護対策 | その他の大気環境保全 | 騒音・振動対策 | 水質環境保全 | 土壌・地盤環境保全 | 廃棄物・リサイクル対策 | 化学物質対策 |                        | 自然環境保全    | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト |      | 環境損傷対応コスト |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 既存設備に対する更新投資           |           |           |         |         |         |         |      | 1         |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 環境保全設備の付属設備に関する修理      |           |           |         |         |         |         |      | 3         |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 環境配慮型車両等の導入            |           |           |         |         |         |         |      | 8         |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 自社輸送における環境負荷の抑制        |           |           |         |         |         |         |      | 9         |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 業者委託の輸送における環境負荷の抑制     |           |           |         |         |         |         |      | 10        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | グリーン調達・購入のための取組        |           |           |         |         |         |         |      | 20        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 軽量薄型のレジ袋等の使用           |           |           |         |         |         |         |      | 22        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 環境負荷の監視                |           |           |         |         |         |         |      | 30        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 事業活動と関連のない緑化活動等の実施     |           |           |         |         |         |         |      | 35        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 省エネ設備の導入               |           |           |         |         |         |         |      | 16        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 業界団体等に対する負担金の支払        |           |           |         |         |         |         |      | 23        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 騒音・振動防止対策              |           |           |         |         |         |         |      | 14        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 水質の浄化                  |           |           |         |         |         |         |      | 11        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の導入 |           |           |         |         |         |         |      | 12        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 環境監視のための特別な調査          |           |           |         |         |         |         |      | 31        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 設備の維持管理により発生する廃棄物処理    |           |           |         |         |         |         |      | 7         |
|               |          |            |         |        |           |             |        | PCB 使用物品の処理・保管         |           |           |         |         |         |         |      | 15        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | リサイクル及び処理・処分           |           |           |         |         |         |         |      | 17        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 外注先に対する廃棄物処理指導         |           |           |         |         |         |         |      | 18        |

| 環境問題の種類に関する区分 |          |            |         |        |           |             |        | 活動内容           | 環境保全コスト分類 |           |         |         |         |         | 事例番号 |           |
|---------------|----------|------------|---------|--------|-----------|-------------|--------|----------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-----------|
| 地球温暖化対策       | オゾン層保護対策 | その他の大気環境保全 | 騒音・振動対策 | 水質環境保全 | 土壌・地盤環境保全 | 廃棄物・リサイクル対策 | 化学物質対策 |                | 自然環境保全    | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト |      | 環境損傷対応コスト |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 歩留まりの向上        |           |           |         |         |         |         |      | 34        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 環境問題に関する説明会の開催 |           |           |         |         |         |         |      | 26        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 化審法による化学物質の審査  |           |           |         |         |         |         |      | 32        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 鉛フリーはんだ搭載製品の製造 |           |           |         |         |         |         |      | 33        |
|               |          |            |         |        |           |             |        | 自然保護団体への年会費    |           |           |         |         |         |         |      | 36        |

(6) ステークホルダーに関する視点からの区分

| ステークホルダーに関する区分 |          |     |         |      |      |     |     |     | 活動内容                   | 環境保全コスト分類 |         |         |         |         |           |        | 事例番号 |
|----------------|----------|-----|---------|------|------|-----|-----|-----|------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|--------|------|
| 消費者            | 投資家・金融機関 | 取引先 | NGO・NPO | 地域住民 | 行政機関 | 経営者 | 従業員 | その他 |                        | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト | 環境損傷対応コスト | その他コスト |      |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | グリーン調達・購入のための取組        |           |         |         |         |         |           |        | 20   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 軽量薄型のレジ袋等の使用           |           |         |         |         |         |           |        | 22   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 環境マネジメントプログラムの実施       |           |         |         |         |         |           |        | 24   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 条例等で義務づけられた計画等の策定      |           |         |         |         |         |           |        | 25   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 環境問題に関する説明会の開催         |           |         |         |         |         |           |        | 26   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 環境広告                   |           |         |         |         |         |           |        | 27   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 工場見学への対応               |           |         |         |         |         |           |        | 28   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 環境監査及び環境報告書の第三者意見記載の取組 |           |         |         |         |         |           |        | 29   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 化審法による化学物質の審査          |           |         |         |         |         |           |        | 32   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 鉛フリーはんだ搭載製品の製造         |           |         |         |         |         |           |        | 33   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 事業活動と関連のない緑化活動等の実施     |           |         |         |         |         |           |        | 35   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 既存設備に対する更新投資           |           |         |         |         |         |           |        | 1    |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 固定資産税の扱い               |           |         |         |         |         |           |        | 4    |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 環境保全設備の移設              | -         | -       | -       | -       | -       | -         | -      | 6    |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 省エネ設備の導入               |           |         |         |         |         |           |        | 16   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 環境負荷の監視                |           |         |         |         |         |           |        | 30   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 支払保険料の扱い               |           |         |         |         |         |           |        | 37   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 非償却資産への投資              | -         | -       | -       | -       | -       | -         | -      | 38   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 金融資産への投資               | -         | -       | -       | -       | -       | -         | -      | 39   |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 自社輸送における環境負荷の抑制        |           |         |         |         |         |           |        | 9    |
|                |          |     |         |      |      |     |     |     | 業者委託の輸送における環境負荷の抑制     |           |         |         |         |         |           |        | 10   |

| ステークホルダーに関する区分 |          |     |         |      |      |     |     | 活動内容 | 環境保全コスト分類              |           |         |         |         |         | 事例番号 |           |        |
|----------------|----------|-----|---------|------|------|-----|-----|------|------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-----------|--------|
| 消費者            | 投資家・金融機関 | 取引先 | NGO・NPO | 地域住民 | 行政機関 | 経営者 | 従業員 |      | その他                    | 事業エリア内コスト | 上・下流コスト | 管理活動コスト | 研究開発コスト | 社会活動コスト |      | 環境損傷対応コスト | その他コスト |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 外注先に対する廃棄物処理指導         |           |         |         |         |         |      |           | 18     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 環境物品等の調達・購入            |           |         |         |         |         |      |           | 19     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 再生型枠の使用                |           |         |         |         |         |      |           | 21     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 自然保護団体への年会費            |           |         |         |         |         |      |           | 36     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 環境保全設備の付属設備に関する修理      |           |         |         |         |         |      |           | 3      |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 水質の浄化                  |           |         |         |         |         |      |           | 11     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 排水処理施設に組み込まれた汚泥圧縮装置の導入 |           |         |         |         |         |      |           | 12     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 法規制より厳しい水準の環境負荷低減      |           |         |         |         |         |      |           | 13     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 騒音・振動防止対策              |           |         |         |         |         |      |           | 14     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | PCB 使用物品の処理・保管         |           |         |         |         |         |      |           | 15     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 環境監視のための特別な調査          |           |         |         |         |         |      |           | 31     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 放射線障害防止のための措置          |           |         |         |         |         |      |           | 40     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 業界団体等に対する負担金の支払        |           |         |         |         |         |      |           | 23     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 歩留まりの向上                |           |         |         |         |         |      |           | 34     |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 環境保全設備への防災装置の追加        | -         | -       | -       | -       | -       | -    | -         | 2      |
|                |          |     |         |      |      |     |     |      | 環境保全設備に対する修理           |           |         |         |         |         |      |           | 5      |

## 環境会計に関するお問い合わせ先及びご意見受付先

この手引きや環境会計ガイドラインについてのお問い合わせやご意見については、次のメールアドレスで随時受け付けております。

**E-mail : [env-acctg@env.go.jp](mailto:env-acctg@env.go.jp)**

皆様からいただきましたお問い合わせやご意見は今後の手引きの充実やガイドライン改善の参考とさせていただきますと思います。

(発行)

平成 15 年 3 月

環境省総合環境政策局環境経済課  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568  
E-mail : [env-acctg@env.go.jp](mailto:env-acctg@env.go.jp)  
ホームページ <http://www.env.go.jp/>

(禁無断転載)